

---

令和3年 第1回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

令和3年3月5日 (金曜日)

---

議事日程 (2)

令和3年3月5日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

---

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 中西 智昭	3番 長島 毅	4番 萩原 洋子
5番 信国 浩	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 妹川 征男
9番 辻本 一夫	10番 小田 武人	11番 川上 誠一	12番 横尾 武志

---

【欠席議員】 (なし)

---

【欠員】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代	書記 横田 和雄	書記 中山 理恵
----------	----------	----------

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	村尾正一	環境住宅課長	井上康治
住民課長	溝上竜平	福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏
産業観光課長	浮田光二	学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香
ボートレース事業局次長	藤崎隆好	企画課長	中野功明	事業課長	木本拓也

---

【 傍 聴 者 数 】 1 1 名

---

午前 10 時 00 分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

---

**日程第 1. 一般質問**

○議長 横尾 武志君

本日の一般質問は、通常の 60 分以内から 30 分以内に短縮して行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 7 番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 7 番 松岡 泉君

おはようございます。7 番、公明党の松岡です。早速、一般質問をさせていただきます。本会も 30 分という時間の限定がございますので、1 件のみの質問とさせていただきます。

件名は、「断らない相談支援」体制等の整備についてでございます。

地域共生社会の実現に向け、貧困や介護、孤立などに対応する市区町村の相談支援体制を強化する社会福祉法が 4 月 1 日から施行されます。背景には、日本の福祉制度が 1980 年代後半以降、高齢、障害、子供など、属性別・対象者別に制度化されてきた中で、昨今の社会情勢変化に十分に対応しきれない実情があります。具体的には、人口減少など社会構造の変化に加え、個人の価値観の変化、従来の血縁・地縁・社縁の希薄化などにより、いわゆる 8050 問題や、社会的孤立、介護と育児を同時に担うダブルケア、就職氷河期世代、ひきこもりなど、制度・分野を超えた複合的な課題が顕在化しております。こうした複合的な課題を抱えている人は、これまでの法制度、支援の枠組みに当てはまらないため、相談に行っても、たらい回しに遭ったり、適切な支援につながらないケースが多く見られます。

私たち公明党は、誰も置き去りにしない、誰も孤立させないという地域共生社会の実現に向けて取組をリードしてまいりました。そこで今回の法改正に伴い、町は相談支援体制の整備、法的表現を用いるとすれば、重層的支援体制の整備を積極的に推進すべきと考え、取組に対する見解や整備の在り方についてお伺いいたします。

初めに、今回の社会福祉法の改正の内容やポイントについてお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

一部を除きまして、令和 3 年 4 月 1 日を施行期日とした社会福祉法などの改正については、そ

の趣旨を地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備などの推進、医療・介護データ基盤の整備の推進、介護人材及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設などの所要の措置を講じるためとされております。その中で、「断らない相談支援」体制などの整備を必要としている背景につきましては、議員御指摘のとおり、家庭内で複合的な問題を抱えているにもかかわらず窓口をたらい回しにされたり、各部署で情報が共有されずに支援が途絶えたりするケースが生じていることが制度創設の理由でございます。

「断らない相談支援」体制などの整備に関わる法改正の内容でございますが、国は市町村における包括的な支援体制整備を求めており、大きく3つの支援が事業の枠組みとして示されております。1つ目は相談支援と呼ばれる事業で、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める「断らない相談支援」の実施です。特に関係機関と調整する機能、アウトリーチを含めて継続的につながり続ける伴走支援を行うこと。2つ目は参加支援と呼ばれる事業で、既存の取組では対応できない、はざまのニーズに対応するための地域資源の開発を行う機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援の実施。3つ目は地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援でございます。ポイントとしましては、ただいま申し上げました1から3の事業を通じ、継続的な伴走支援、多くの機関が協働して支援を実施することで、結果としてこれらの事業の実施により、市町村全体で断らない包括的な支援体制の構築を目指しているものでございます。

なお、本事業は令和3年度から市町村の任意事業として位置づけられております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

新しく3事業があるという御説明で、全てのニーズに応じて対応するという社会福祉法の趣旨でございます。それではですね、この社会福祉法が今回改定されたわけでありましてけれども、今3つの事業について答弁がございましたが、この整備に当たっての肝は何と考えておられるのかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ちょっと反問権を。確認をさせていただきたいんですけど。

○議長 横尾 武志君

はい。

○福祉課長 吉永 博幸君

それぞれの機能という、もう一度ちょっと御説明していただけますか。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

初めての反問権、ありがとうございます。

今まで支援体制というのは当然、各事業ごとに設けられておりまして、子供、また介護、福祉関係ですね。生活困窮等もあるかもしれませんが。そういった事業があったと思うんですけど、大きな違いは、今3つ新事業があるということですけど、改めてこれについての内容、大きな変更点としてはどういったところが中核となるかということ、肝腎なところの説明をお願いします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

申し訳ありませんでした。

今までの相談支援体制との大きな違いというところから御説明させていただきます。現在の相談体制は厚生労働省が示す職員の配置基準などによって、介護、障害、子供、生活困窮とそれぞれの分野ごとに窓口がつくられております。新たな事業として示されている重層的支援体制整備事業における「断らない相談支援」体制は、介護、障害、子供、生活困窮の相談支援に関わる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず、受け止める相談支援を実施するものとされています。特に、支援関係者全体を調整する機能ですね。他機関協働なんですけど。それから、アウトリーチを含め継続的につながり続ける伴走支援、こういったものが求められていることが特徴でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今回の法改正の内容、趣旨、それから細部の事業内容についての説明は十分に理解できました。

それでですね、現在それでは実態はどうなっているのか。町にも相談、それぞれ包括支援センターもございますので、当然、相談等はあるかと思うんですけど、複合的な課題を抱えて

いる方の相談状況がどうなのか。あったのか。また、それについての対応はどのように処置されているのかお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

本町では、介護、障害、子育て、生活困窮の分野ごとに相談窓口を設けており、それぞれにおいて複雑化・複合化する生活課題に寄り添い、関連する部署や関係機関、必要に応じて地域住民の方の協力を得ながら、きめ細かな支援、包括的な支援を行い、問題解決に取り組んでおります。

次に、それぞれの分野の相談実績について説明させていただきます。これは、複合的な課題を抱えている人を含んだ全ての数でございます。介護に関しては、令和元年度の相談受付件数は418件です。相談内容は、多いほうから介護申請、介護サービス、認知症の人への対応となっております。障害に関しては、現在、継続的に支援しているケースは34件ございまして、認知症の保護者と知的障害の子が同居しているケースなど複合的な課題を抱えておられるケースが多く、支援に時間を要すケースが多い現状でございます。子育て支援に関しましては令和元年度に、虐待のリスクがあるものとして支援しているケースが38人、療育に関する相談支援は10人となっております。生活困窮に関しては、生活保護から申請に結びついた相談件数が18件、相談対応のみに終わった事例が12件でございます。

対応につきましては、それぞれ関係課と連携しながら、先ほど申しましたように情報共有しながら細かに対応しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今の町の状況ですけれども、町もやっぱり日本の社会で言えるように、複合的な課題を抱えて町の相談にお見えになるケースが多々あるというふうに思います。これについては、今、答弁でございましたように、各課でそういった調整を図りながら対応はされているということでありまして、一般的には、十分にそのニーズに応えられているかどうかというところは疑問ではないかというふうに考えられます。

今回のですね、この社会福祉法に伴う重層的な相談支援体制の整備ということでもありますけれども、これは先ほどの答弁の中にございました。国としてはですね、あくまでも手挙げ方式というふうに言っております。町のほうでそれをやるのか、やらないのか。「それは各自治体で考えて、そういった問題に対応してくださいよ。」と、国の方針でございます。そういうことでもありますの

で、今までのうちの計画、地域福祉計画と、それから高齢者福祉計画と、これは福祉の部門でありますけれども、そういった面を見ますと、そういった表現の中で地域共生社会の実現ということでもありますので、そういうものは当然取り組んでいくということでもありますけれども、今回こういった社会福祉法の改正に伴って、町としてのこの整備についての、取組についての見解をお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

「断らない相談支援」を含めた重層的支援体制整備事業につきましては、改正された社会福祉法第106条の4の規定により、包括的支援体制整備に掲げる施策として厚生労働省令で定めるところにより、令和3年4月から市町村の任意事業として実施することができるとされております。このことを踏まえ、本町では重層的相談支援体制の整備について令和3年から5年度を計画期間とする第8期芦屋町高齢者福祉計画において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向けて、検討を進めることとしております。

したがいまして、現段階では体制構築に向けて取り組むことが決定しているものではありませんが、まずは既にモデル事業として取り組んでいる自治体から学び、人口規模や地域特性などに合った相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の在り方について研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

見解としては決定したものではないということですが、前向きに検討して整備に取り組みたいというお考えというふうに解釈いたしましたけれども。やはり町としてはですね、実際そういった計画の策定の中でも、地域社会の実現に向けての取組ということについて言及をされていますので、私はやっぱり社会福祉法に基づいてですね、そういった取組はやったほうがいいんじゃないかと思うんですけど。

再度、もう一度確認しますが、検討の段階ということによろしいですか。それとも、「やるんだ。」という前向きな回答は得られませんか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

この実施に当たりましては、高齢者福祉計画のみならず地域福祉計画の審議会、ここで審議していくことが必要であろうと思います。この地域福祉計画の審議会につきましては本年の5月または6月に予定しておりますので、その中で審議して、改めて方向性を検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

計画についても後からちょっとお伺いするような話にしておりましたけれども、先般のパブリックコメントは完了して、高齢者福祉計画の中の69ページの中に「安心な安全な暮らし」ですか、その中の表現にも、この重層的な相談体制の整備についての言及もございます。これはですね、やはりそういった複合的な問題を抱えつつ、いろんな問題を抱えてですね、はざまにある方が多いってことなんですよ、今。社会情勢が大きく変化しているということで、今回のコロナについても全くそのとおりだと思うんですよ。

そういうことから勘案すれば、当然、いろんなですね、問題を抱えている方に真摯に応えてあげるような町の仕組みが必要じゃないかと。実際、今までやっているわけなんですけど、これを包括的にやっていく必要があるんじゃないかなと私は考えるんですよ。このですね、相談の形態というか、そういった体系をつくるに当たってですね、国が行っている社会福祉法の検討会で示されております中身は3つございまして、1つは基本的な形でそういった総合的な相談を設けようというような話。これは基本形といわれる形ですけども、現在の単体の事業を行っている介護、それから子供支援ですね。それから障害者、それから生活困窮、そういった諸々の別々の事業をそのまま、まとめながら先ほどの窓口から相談をして、そこで解決していくというやり方。また、包括的に新たなそういった相談窓口を設けて、総合的に、また複合的な問題かつワンストップでやる形態の統合型。それから組合せの中で地域の相談体制を整えるための地域分類型の3つの類型があるというように思うわけですけども。

これについてですね、まだ、今後やるかどうかの検討をする段階でありますので、これをちょっと聞くのも心苦しいところがありますけども、基本的に今後それを進めるとした上でですね、私は複合的な一括の、ワンストップで相談に乗れるような体制づくりを、ぜひとも設けてもらいたいと考えるわけですよ。その辺り、方向性が示されたら、これについての回答をちょっといただきたいんですけども、よろしいでしょうか。お願いします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

厚生労働省では、市町村がどのような相談支援体制を目指し、そのためにどのような取組を進めていくか、まず整備する体制そのものの前に、その構築のプロセスが重要であるというふうに指摘されております。また進め方として、まず庁内の関係課による協議を行い、各課で把握している地域生活課題に対する認識、支援関係機関の配置状況、各分野における課題を共有し包括的な支援体制整備に関する考え方を共有して、重層的支援体制整備の実施計画（案）を作成することを例と示しております。その後、事業委託を想定する機関等との協議、地域住民や関係機関との協議を経て、再度、庁内の関係課と協議を行い、実施計画を策定することとしております。

重層的支援体制整備事業に取り組む場合は、このようなプロセスを経ることが想定されているため、相談体制の設置形態については現時点では申し上げることはできません。なお、重層的支援体制整備事業には継続的な検証が求められております。モデル事業で実施された福井県坂井市や三重県名張市の先進地では、当初の体制から見直している事例もございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

整備に当たるとしての、仮定での答弁というよりも質問になるわけで、ちょっと心苦しいところがあるんですが、私は前提的にはこの総合的な相談支援体制の構築というのは当然やるべきだし、それについてのちょっと回答を求めておるわけですけど、今ございましたように進め方としてはですね、まず1つは方向性をしっかり定めないと、この構築は難しいだろうと。

既に、今先ほどちょっと答弁でありましたように、モデル事業をやっているところがございます。年度予算でも30数億円をかけて、国はそういったモデル事業として、手を挙げたところでモデル事業をやっている。近くでは岡垣町が手を挙げて、一つのモデル、こういった相談体制を整えようということでやっている。今、福井県の坂井市の話もありましたけど、一部やりつつも方向を定めて進行する中で、当然もう一度検討し、再考し、再編すると。それは当然のことだと思っておりますけど、各モデル地区でやっている各自治体というのは、それぞれに抱えている問題、今までの形態、既存の施設、事業、そんなものを踏まえながらやっているわけですね。当然そこには、やってみて、これはできる、できないということはあるでしょうけども、それでも前向きに、今の皆さんのニーズをいかに酌み取ってやっていくかと。

今回新たに、新しい事業もございます。先ほどから言われているように多機関連携もやりますし、一つは相談の中でもアウトリーチ、それから伴走型の支援をやろうと。この辺りは非常に今までと違った、やってる内容もあるんでしょうけども、一つの箇所ですらそういったオーダーを、み

んなで協力し合いながら情報を共有して進めていくという観点からすれば、調整もいるだろうと思うんですね。そういった機関調整の会議も今後、今までであれば介護関係の包括ケアの推進委員会があったりとか、福祉関係のそれぞれの計画策定の推進委員会があったりということですが、当然その中核となるための推進協議会というのは設けるべきだろうというふうに思いますし、そういう構築に向けてのですね、整備は着々と計画的に、変更があったらその時点で改善を尽くして実現を目指す。そういうことが必要じゃないかなと思います。

それで、「断らない相談支援」の体制整備に当たって、現状でのシステム的に伺いでですね、これを構築するとしたらどういった課題とか方向性があるのかと、その辺りをちょっとお聞きしたいんですね。要旨の4に書いてありますように、じゃあ進め方はどうかということなんですが、実際ですね、相談事業関係、自治体でそういった支援体制を構築するとした場合の課題と方向性、これについてちょっと聞かせてください。

まず包括的な相談事業について、町の役場内の相談体制についての現状と課題、方向性についてちょっと伺いたします。

**○議長 横尾 武志君**

福祉課長。

**○福祉課長 吉永 博幸君**

ただいまの御質問に関して、庁内連携というところで御説明させていただきたいと思います。

自治体の課題は縦割りの組織形態と言われております。一般的には、自治体の規模が大きくなればなるほど連携が取りにくいと言われております。この点、芦屋町は非常にコンパクトな組織であり、他の自治体と比較して課と課の連携が取りやすい状況です。庁内の連携に関しては、介護や障害、生活困窮を所管する福祉課、子育てを所管する健康・子ども課は隣接しており、連携が取りやすい環境がございます。また、その他の問題に派生しても庁内の関係課と連携が取りやすく、基本的にはワンストップ相談に近い体制ではないかと考えております。また、先ほども言いましたケース会議の体制を整え、課題を共有し、課題解決に向けて取り組みを進めております。

それから今後の方向性につきましては、今申しました健康・子ども課と共に、重層的支援体制整備に向けた協議を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

松岡議員。

**○議員 7番 松岡 泉君**

コンパクトな町で、町の役場内の状況を見ますと、福祉課、健康・子ども課、そういったところで近くに事務処理ができるようにということで、また包括ケアセンターのところもそういった

人員もそろって、みんな意見を交換できるようになっているというのは私も、見まして理解できます。一つはそういうことで、役場内の連携が十分に図れる、そういった雰囲気づくりと環境があるのかというのは非常に重要なことかなというふうに思います。

それとですね、今度こういった新たな事業に取り組む場合、新たな事業がございます。先ほど言いましたように伴走支援、要するに継続的な支援ですね。アウトリーチ型で。じゃあ人がここにいるわけですけども。それで実際ですね、今、単体で縦割り行政の中で業務をやっておりまして、意見交換をするような話もございますけれども、役場内にですね、複合的なこういった総合相談対応の人員を配置するようなことに関してですね、例えば、これで言えば相談支援包括化推進員というのが現在、今回の包括的なそういった枠組みの中で、ワンストップで対応する場合はそういった係を、あるモデル地区では人員を3名ぐらい配置してですね、そこが全てワンストップで皆さんのニーズに応えるような相談を受けて、それぞれの課の単体の事業のほうに下ろしていくと。そういった取組をされておりますけれども、そういった支援員を配置するようなことは全く町では考えられないのか。「それはいいな。」というような考えはございませんか。お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

いわゆる、ソーシャルワークができる職員というところで答弁させていただきたいと思います。

相談支援に係るマンパワーについては、研修を積んだ一般事務や医療職はいるものの、相談支援を中心となって担うことが想定されている社会福祉士や精神保健福祉士は限られております。重層的支援体制整備事業に取り組む場合は、社会福祉法の一部改正に伴って衆議院及び参議院双方の厚生労働委員会から附帯決議が出されていますように、社会福祉などの専門職の活用が必要となってくることが見込まれております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今後も相談体制強化のためにですね、いろんな専門職の方を導入するような話で構築を図っていただきたいと思います。当然、国のほうもそういった予算づけはする方向で、今回手挙げ方式と言いながらもそういった予算示達についてはですね、考慮するというふうに申しておりますので、町としてもですね、そういった補助金等の活用を踏まえながらですね、皆さんのニーズに応えるような体制をつくっていただきたいと思います。

そういうことがですね、今後の町の活性化にもつながりますし、町民の皆さんの安全・安心な暮らしにつながると思っていますので、やはり行政としてできるところは町のほうで、あとは当然のことながら町全体で支援しながら一致団結してですね、こういった難題に取り組んで、幸せな町になればというふうに思います。

ここで、もう時間もございませんので、あと2分少々ということ。それで、いろいろ聞きたかったんですが、地域づくり支援について現在ですね、自治区とのつながりの中でこういった取組、課題はないのかどうかお伺いいたします。短くお願いします。

**○議長 横尾 武志君**

福祉課長。

**○福祉課長 吉永 博幸君**

地域づくり支援とは、世代や属性を越えて交流できる居場所の整備、交流・参加・学びの機会を生み出すための個別の活動や、人をコーディネートすることなどを指すものでございます。現在、芦屋町では地域子育て支援センターや地域交流サロン事業も居場所の一つとして環境整備が行われておりますが、地域づくり支援は個人個人に着目し、もう一步踏み込んだソーシャルワークや社会資源の開発が求められており、この点を踏まえ、現在の支援の在り方を点検してから取り組みたいと考えています。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

松岡議員。

**○議員 7番 松岡 泉君**

特に、地域づくり支援というのも重要なことだと思うんですね。今、サロン事業等もやっておられまして、今回いろんな取組もボランティアのほうでも計画されているようでありますので、やはり居場所づくり、場づくりというのはコミュニケーションの場では不可欠であります。憩の家についても構想はあるんですけど、今のところ止まっている状況にありますので、今後のコミュニケーションもしっかりとですね、とれるような仕組みづくりの中で、みんな意見交換ができるような場を設けていただきたいと思います。

それから今回、重層的な相談体制についてはですね、地域福祉計画、これは来年再来年が一応検討で、3年後ぐらいに策定予定だと思うんですね。そういったところをしっかりとですね、検討していただいて、盛り込んでいただけるように要望していきたいと思います。現在の社会情勢は少子高齢化、人口減少が進んで、地域社会の担い手も不足しております。地域の支え合いの力が低下しています。こうした中でですね、町には地域住民や関係機関と連携・協働した地域づくりをすることは、「誰も置き去りにしない」という地域共生社会の実現、全世代型の保障の実現

につながることを期待できます。今回のコロナについてもそれが言えると思いますので、よろしくをお願いします。

以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

**○議長 横尾 武志君**

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

.....

**○議長 横尾 武志君**

次に11番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

**○議員 11番 川上 誠一君**

11番、川上です。発言通告に従いまして一般質問を行います。

件名1、新型コロナウイルスへの対応について。

(1) 芦屋町ではコロナ禍で苦しむ方への支援策として、町内事業者や医療従事者、町民に対して様々な支援策を講じ、住民の苦難の軽減を図ってきました。しかし、現在も福岡県は緊急事態宣言下であり、現在はこれは解除されましたが、事業者の売上の減少や、第1次産業の作物や魚価の低迷により売上が減り、生活は困窮しています。これに対し福岡県は、営業時間の短縮を行った飲食店には感染拡大防止協力金として1日当たり6万円を給付していますが、対象の飲食店以外の事業者については支援策がありません。コロナ禍でなりわいに影響を受けている事業者に対して、福岡市などは自治体独自の支援策を打ち出しています。

今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次補正予算分が1億2,790万円、芦屋町に交付されます。こういった財源を使い、6万円給付の飲食店以外——現在は4万円になっていますが、の事業者に対し、支援策を講じるべきではないのかを伺います。

**○議長 横尾 武志君**

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

**○産業観光課長 浮田 光二君**

御質問の、協力金支給の対象となっていない飲食店以外の事業者に対する支援策につきまして、お答えいたします。

現在、本年1月に再発令されました緊急事態宣言に伴い、福岡県内の飲食店等へ営業時間の短縮が要請されております。この要請に応じ、営業時間の短縮を行った事業者は福岡県感染拡大防止協力金として、2月28日までは1日当たり6万円、3月1日から——これは昨日発表されましたが、3月21日までは4万円の協力金の給付を受けることができることになっております。

御質問にあります対象の飲食店等以外で、協力金を受け取ることのできない事業者に対する支援については、現在、県の支援策は発表されておきませんが、緊急事態宣言に伴い、飲食店の時

短営業や不要不急の外出自粛などにより影響を受け、売上げが減少した中堅・中小事業者に対する支援として、国が中小事業に対する支援（一時金）を予定しております。その要件としましては、緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接、間接の取引があること。また、緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛により直接的な影響を受けたことにより、本年1月から3月のいずれかの月の売上高が、対前年比または前々年比50%以上減少していることとなっております。また、支給額については法人は60万円以内、個人事業者は30万円以内となっております。

なお、要件にあります飲食店と直接、間接の取引がある事業者として想定されている業種としましては、農業者・漁業者、飲食料品、割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者などとなっており、不要不急の外出・移動の自粛により直接的な影響を受けた事業者として想定されている業種としましては、旅館、土産屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者とされております。

このような支援の状況も踏まえ、所管課としましては緊急事態宣言等による町内事業者への影響、状況の把握、また国の制度が明らかになった後、新型コロナウイルス感染症感染対策会議等で、事業者への支援については検討をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 11番 川上 誠一君**

先ほども言いましたように、福岡市はですね、いち早くこういった対象外の人に対して独自の支援策を打ち出しています。まず学生に特別給付金、大学生・留学生に5万円ということですね、これは芦屋町でもね、この間もやってきたことですけど。それから、6万円給付の飲食店以外の事業者に対しての一時金、これは先ほど言われましたように国も出していますけど、これが50%以上の減少となっておりますが、それ以外の満たないものについてもですね、10万円を上限に支給するという、そういったことがありますし、それから漁業者支援として、今、漁業者の船は漁船保険に加入していますけど、この漁船保険の保険料をですね、2分の1助成するとか、また花屋さん、花農家については、花を購入してですね、今度、今、卒業式なんかありますので、そういったところの小中学校などのクラスに贈るとか、こういった独自の支援策を出しております。

経済産業省による緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金というのが、先ほど言われましたが、これがやはり50%以上ということですね、48%、ボーダーラインであっても、やはり計算上でそれに当てはまらなければもう何も受けられないという、そういった状況になっていま

す。そういったところにも対してですね、やはり何らかの支援を自治体としても検討するべきではないかなというふうに思っています。

この間ですね、芦屋町のコロナ対策についてのいろんな施策については、県内でもですね、大変評価されているというところです。緊急生活支援給付金を1人当たり2万円出すとか、それから上下水道の支援給付金分、それから一律に事業者に対して10万円出すとかね。結構、やはり自治体としても地域の住民を守るためにですね、先進的にやっているわけですけど、今回やっぱりこういった第3波の中ですね、緊急事態宣言の下で売上げが減少し、なりわいが成り立たなくなった、そういった方、国や県の事業者向けの支援からも漏れ、苦しんでいる事業者、こういった方にですね、何らかのですね、支援をやはりしていただきたいと思います。

先ほどの答弁では、今後、県やですね、国の支援策を見ながら町としても検討していくという答弁でしたが、先ほど挙げたいろんな事例があるようにですね、そういったものも参考にしながらですね、この問題についてですね、対策を取り組んでいってほしいというふうに思いますが、ぜひですね、お願いしたいんですが、そういったところをやっぱり確実にやるというそういった点でですね、再度それについて答弁をお願いいたします。

**○議長 横尾 武志君**

産業観光課長。

**○産業観光課長 浮田 光二君**

先ほどもお答えしたとおりでございますが、国・県また他の支援策等もですね、検討の中に入れてまして、今後、対策会議等で検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 11番 川上 誠一君**

それでは次のですね、(2) 新型コロナウイルスのワクチンについて、厚生労働省は3月下旬をめどに高齢者への接種を始め、その後、高齢者施設の職員などに優先して接種を行う方針ですが、訪問介護や訪問看護などの在宅介護サービスの職員は優先接種の対象から外れています。自治体の判断で優先接種の対象とならないのか、この点について伺います。

**○議長 横尾 武志君**

健康・こども課長。

**○健康・こども課長 濱村 昭敏君**

訪問看護の従事者は医療従事者として優先接種の対象となっていますので、高齢者や高齢者施設等の職員より先に接種することが可能です。しかし、居宅支援事業所や訪問介護の従事者は優

先接種の対象に現段階では含まれていません。新型コロナウイルスの接種は、当面、確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであることから、国が接種順位と接種の時期を公表し、順次接種していくことになっています。

優先接種の考え方ですが、医療従事者につきましては、業務の特性として新型コロナウイルス感染症患者や多くの疑い患者と頻繁に接する業務を行うことから、新型コロナウイルスにさらされる機会が極めて多いこと、また、従事する者の発症及び重症化リスクの軽減は医療提供体制の確保のために必要であることの理由で、最優先の接種対象者となっています。高齢者施設等の従事者の接種については、仮に施設で新型コロナウイルス感染症患者が発生した後でも、高齢の患者や濃厚接触者へのサービスを継続するとともにクラスターを抑止する対応を行う必要があるため、優先されるとしています。訪問介護の場合、クラスターにもつながりにくいという考え方から優先接種の対象者とはしていないようです。このことについては、全国の複数の自治体から「訪問介護事業所や居宅介護事業所の職員も高齢者の介護に従事する者であるため、高齢者の感染を防ぐという意味では優先的に接種すべきである」と考える。取扱いに変更はないか？」と尋ねていますが、国は「訪問介護の従事者は、医療従事者や高齢者施設等の従事者には含まれるとはされていない。同時期に接種はできない。」と回答しています。

ワクチンの供給量に限りがあり、国は「人口や接種順位が上位の者の数、流行状況等に応じてワクチンを配分する。」としており、芦屋町に十分な量のワクチンが配分されるのか不透明な状況です。そのような中、町の独自の判断で優先接種の対象者を追加したり変更したりすることは、できないと考えます。しかし、新聞報道等によれば、方針を修正して訪問介護従事者も優先接種の対象者とするよう検討に入ったと報道もあっていますので、国の動向を今後もよく注視し、状況が変われば対応していきたいと思っています。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 11番 川上 誠一君**

今、課長が述べられたようにですね、国は居宅サービスについては認めていないということですが、居宅サービスには、訪問看護、通所介護、デイケア、訪問看護については対象になるというふうにな、言われましたが、そういった点ではですね、在宅サービスでも職員は高齢者と直接にですね、接しており、感染のリスクが高い職業ということになっています。同じ高齢者に対してですね、介護サービスを提供する職種でありながら、コロナワクチンの接種は60歳以下の職員であれば最後にしか受けられないという、居宅サービスの職員は長期にわたって感染の不安を抱き続けるということになります。

ワクチンですね、先行接種を受けた東京医療センターの荒木一弘院長が記者会見ですね、「医療従事者は市中感染だけではなく、院内感染に絶えずさらされるという危機感を持っている。ワクチンを打つことで、医療従事者にとって安心感が多少なりとも得られると思う。」ということで、ワクチンを打つことはやっぱり働く人にとって安心感を与えるということになるということです。これは医療関係者だけではなく、介護職員も訪問介護とかデイサービス、そういったところで働く職員も一緒だということですね、対象者が増えてワクチンが足らなくなるということがありますけど、もともと今のワクチンでさえですね、いつ受けられるか分からないような不安定な状況です。問題は、そういった介護で働く現場、訪問介護の人、デイケアとかデイサービスで働く人、そういった人たちを排除していったらという、そのことについてやっぱり大きな問題があるのではないかとこのように思います。

1月の14日、介護事業者でつくる8つの団体は菅総理大臣に対し、在宅サービスの職員なども優先接種の対象に含めるように要望書を出しております。こういったですね、動きの中で、先ほど課長も答弁されたようにですね、政府が在宅サービスについても見直すという、そういった検討を始めております。また、現段階でもですね、政府案では自治体の判断により、医療従事者の枠組みで優先接種の可能性もあるというふうにですね、答弁しています。介護職員の健康と命を守るために、早期にですね、接種の実現ができることを求めますし、町としてもですね、そういったことについて国に意見を上げたり、町でもできるという可能性もあるということなので、そういったところをやっぱり携わっていただきたいというふうに思いますが、その点はどのようにか。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

先ほど答弁しましたように、ワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであることから、国が挙げて接種順位と接種の時期を公表し順次接種していくということになっていますので、これが大原則になろうかと思っています。

ただ、国の考え方も最初、訪問介護のほうは「優先しない。」と言っていました、その後「優先する。」、居宅事業者の方も「今回検討に入る。」と言っていますので、国の考え方も変わっていくことが考えられますので、その点を踏まえて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは次、(3) のですね、福岡県では令和2年12月21日から高齢者施設等の職員を対象とした無料のPCR検査を実施していますが、この検査についても在宅介護サービス、居宅サービスの職員は対象外となっています。新型コロナウイルスは無症状感染者が感染を広げることが分かってきたため、広く積極的な検査を行い、無症状者を含めた感染者を保護する「検査・保護・追跡」の体制をつくることが必要と考えますが、町独自の施策により、在宅介護サービスや居宅サービスの職員も無料でPCR検査を行うことはできないのか、これについて伺います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

議員御指摘のとおり芦屋町を含む福岡県域では、入所系の高齢者施設及び障害者施設の職員に対し、令和3年3月までの期間、職員1人当たり3回を上限に、施設ごとに一斉定期的な検査を無料で行うことができます。ことになっています。

対象や検査回数の違いはありますが、政令市である北九州市や福岡市、中核市である久留米市でも同様の取組が進められております。この取組の背景は、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部が令和2年9月15日付で都道府県保健所設置市及び特別区に対して発出した「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針について」における「医療機関、高齢者施設の入所者は重症化リスクが高いことから、施設内感染の強化が重要である。こうした観点から、医療機関や高齢者施設などに勤務する者、入院・入所者全員を対象に、言わば一斉・定期的な検査をお願いしたい。」とされたことに基づいて実施されております。

また、令和2年11月19日及び12月25日付で高齢者施設等への検査の徹底等の通知も発出。さらに、令和3年2月4日付で発出された「高齢者施設の従事者等の検査の徹底について(要請)」において改正された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、福岡県を含む特定都道府県とその管内にある保健所設置自治体に対して、高齢者施設の従事者などの検査の集中的実施が要請されております。

このように、現時点では都道府県及びその管内の保健所設置自治体に対し、高齢者施設などの従事者に対する検査の徹底が要請され、芦屋町を含む福岡県域について3月までは福岡県が主体となってPCR検査を実施していることもあり、4月以降の福岡県の動向及び今後のワクチン接種の状況を踏まえ、思慮が必要であると考えています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今、答弁されたようにですね、福岡県はPCR検査についてもワクチンと同様に在宅サービスについては除外していますが、施設だけではなく在宅サービスでも職員は高齢者に直接接してサービスを提供しています。地域の高齢者に安心してサービスを提供する上で、PCR検査は不可欠となっています。PCR検査は、町の補助があっても1回7,800円の費用がかかります。福岡県の上限の3回行えば、2万3,400円の負担が必要です。事業所が負担するという事になれば、コロナ禍で利用者が減り、感染対策費が増大して経営が苦しくなっている事業所にとっては大きな負担となります。これはワクチンと違ってですね、ワクチンは無料ですがPCR検査についてはですね、お金がかかることなので、当然町からの持ち出しということになります。実際にですね、町内の居宅サービスの方がですね、介護を提供しに行った方がコロナに感染していたという、そういった事例もあって、その後、経過期間を見て仕事を休むとか、そういった問題なんかも起こっております。

町長、ぜひですね、町内の事業所を存続させるためにも町がPCR検査費用の負担を考えると、そういったことはできないのでしょうか。最後に伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

川上議員の言われることはごもっともなことでですね、我々もこの対策につきましては、国がどういう指針を出すのか、県がそれに従ってどう出すのか、そればかり目がいておるわけですが、毎週水曜日に対策会議をやっておるわけなんです、ジレンマというか、これぐらい町でできるだろうということもあるんですが、そういう、何て言うんですか、指導の下にやっておりますので。

ただですね、やはりワクチンは、多分おそらく先ほど課長が言いましたように、新聞報道でも出ていました検討に入ったということですので、PCR検査につきましてもですね、在宅介護サービスの職員の皆さん、居宅サービスの職員の皆さんには、町でできることは早急にできる段取りをですね、検討したいと思っておりますので、その辺で御了承いただきたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ぜひですね、前向きに捉えていただきたいと思っております。

それでは最後、ちょっと時間がなくなりましたのでですね、簡単に言います。

芦屋町・岡垣町海岸保全対策協議会が設置されていますが、この中の論議の中で、今回、矢矧川河口左岸の突堤工事が開始されることが決まったようですが、これの現在の進捗状況と突堤の

機能や効果について伺います。簡単にお願ひいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

矢矧川左岸の突堤工事についてお答えいたします。芦屋町・岡垣町海岸保全対策協議会は、芦屋町、岡垣町両町の住民代表組織であり、規約第1条には「芦屋町、岡垣町は海岸線の保全を図り、海岸侵食及び堆砂の防止、飛砂防止等に関する方策を協議し、福岡県にその対策などを働きかけていくため、協議会を設置する。」と規定されています。当初、平成25年10月に福岡県に対し要望書を提出しましたが、5年を経過し海岸の状況が変わってきている場所もあることから、令和元年8月に見直しを行った要望書を提出しました。

この1項目として、岡垣町の矢矧川河口左岸側への突堤設置の実施について要望しており、内容は「新松原海岸及び芦屋海岸の侵食や堆砂を緩和するための対策として、矢矧川導流堤の延長及びかさ上げを要望いたしましたが、河口閉塞が懸念されることから、矢矧川河口西側約300メートルに突堤を設置していただくことになっています。また、突堤の設置とともに海岸漂砂の分岐点に養浜をすることで導流堤の延長及びかさ上げと同等の効果が得られることから、工事着工に向けた国との協議を行っていただいています。突堤の設置及び養浜は三里松原海岸全域の侵食や堆砂を緩和する効果が大きなことから、早急に着工していただくとともに、着工後は矢矧川から汐入川までの海岸線で、侵食や堆砂の状況など効果の確認を継続的に実施していただきますよう要望します。」となっております。

事業を実施している福岡県北九州県土整備事務所に確認しましたところ、事業の進捗状況としては、現在、詳細設計を行っており、本年3月設計終了予定で、工事概要としては、矢矧川左岸約300メートルの位置に海岸と直角方向に突堤を新設し、延長は約140メートル。今年度は、別の場所でコンクリート製の被覆ブロックを製作。全体スケジュールとしては、令和3年度から5年度までの3か年の予定とのことでした。また、突堤の機能や効果については、三里松原海岸は海岸侵食が進行しており、砂の移動方向は三里松原海岸から芦屋海岸のほうに移動している。そのような砂の動きを抑え、三里松原海岸での後退を小さくするため突堤を新設するとのことでした。なお突堤の工事に当たっては、海岸汀線の将来予測及び経済性、ウミガメの産卵に影響がないように環境面など総合的に評価し、決定したとの回答でした。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

時間がありませんので、いろいろ調査もされていると思いますので、海岸の侵食と堆積の原因を解明して科学的知見を基に、より有効的な対策事業を進めてもらいたいと思います。

それとお手元にですね、数日前のしけの写真、柏原西方海岸の写真を提出してますけど、これについてはですね、対策会議の中でですね、侵食された陥没を修復されたんですけど、しかし、その後ですね、やはりこういった状況が続いています。特にですね、温暖化に伴い超大型台風の発生やですね、低気圧の異常な発達による暴風・高波・高潮が想定以上のものとなっています。今後さらに異常に発達することが考えられます。対策を講じるべきだと思います。根本的な対策としては、やはりこの波を消していくという、これが1番必要だと思いますので、こういった問題についてもですね、協議会でテーマに挙げていただいてですね、今後進めていただきたいというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

**○議長 横尾 武志君**

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

ここで、しばらく換気のために休憩いたします。

再開は11時15分から行います。

午前11時01分休憩

.....  
午前11時15分再開

**○議長 横尾 武志君**

再開いたします。

次に2番、中西議員の一般質問を許します。中西議員。

**○議員 2番 中西 智昭君**

皆さん、おはようございます。2番、中西です。今回、初めての一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。それでは、通告書に従い質問してまいります。

件名1、芦屋港活性化事業における漁業者との共存共栄について。

芦屋港はこれまで遠賀郡や筑豊地域の物流基地として整備され、広大な面積を有するにもかかわらず、そのほとんどが利活用されていない現状が長年続いています。そこで、芦屋町の最大の魅力である海岸線を生かした観光まちづくりを目的として、芦屋港活性化基本計画に基づき、福岡県によるポートパーク及び海釣施設の整備が進められます。芦屋港活性化基本計画にある検討課題を解決するため、一体的なエリアとして、海浜公園を含んだ全体の管理運営方法などの検討が進められているとのこと。そこで、芦屋港の一部を使用している漁業組合との共存共栄を図る視点で、次のとおりお尋ねします。

要旨1、ポートパーク、海釣施設についてお尋ねします。新たに計画されているポートパーク・海釣施設について、進捗状況をお聞かせください。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

進捗状況についてお答えします。事業主体であります北九州県土整備事務所では、今後、詳細設計を行う計画となっております。しかし、まだ着手されていないため、実施に向けて具体的なスケジュールを示していただくように現在協議を行っているところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

中西議員。

○議員 2番 中西 智昭君

隣接する漁協とのエリア分けが必要とまとめられていますが、現在の進捗状況をお聞かせください。

○議長 横尾 武志君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

実施主体であります北九州県土整備事務所とこれも協議を行っております。エリア分けにつきましては優先事項と認識されていますが、まだ具体的な案が示されておりません。そこで北九州県土整備事務所に対して、漁協への説明や意見を伺う機会を設け、早く案をまとめるように、我々、要請しているところでございます。また、必要に応じて漁協と県、町による3者の協議の場を設けることも提案しているところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

中西議員。

○議員 2番 中西 智昭君

3者で協議の場を持つことを要請するとのことですが、組合の意見が含まれず工事が進められるということはないと理解してよいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

漁協とのエリア分けにつきましては、漁協エリアのほうは漁業従事者の皆様の仕事場でありま

して、漁業振興の視点からも、これを担保していく必要があるというふうに考えております。芦屋港活性化におきましては漁協との共存共栄は欠かせないので、意見交換のプロセスにつきましては必須と捉えておりまして、そのようなことがないように県と協議を行っているという状況でございます。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

中西議員。

**○議員 2番 中西 智昭君**

今、答弁にもありましたように、町としては漁業振興という視点をもって、漁業従事者の意見を聞いてもらいながら進めていただけるようお願いいたします。

次に要旨2、コロナ禍における釣り客の増加対策についてお尋ねします。

昨年、緊急事態宣言以降、港湾に釣り客が増加しています。マナーを守っている人が多い中、一部の釣り客は港湾内の釣り禁止エリアで釣りをされています。船の係留ロープや漁具等を傷つけたり、まき餌やごみを放置するなど被害が増えており、漁業従事者は困っています。漁協としても、県に被害の報告をし対応いただけるよう要請はいたしましたが、対応が追いつかない状態でした。これから釣り場が整備され、さらなる措置が必要と考えます。町としての対応も講じていただかないと共存は難しいのではと考えます。

そこで、町として何か取り組んでいることはあるのかお聞かせください。

**○議長 横尾 武志君**

芦屋港活性化推進室長。

**○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君**

芦屋港活性化の視点で回答させていただきたいと思います。

芦屋港が釣り文化振興モデル港に指定された際に設置しました、芦屋港等海釣施設運営協議会というのがございます。この事務局は、芦屋港活性化推進室と産業観光課で担っております。この協議会では、できることから取り組んでいこうということで、昨年、清掃活動や一部の釣具店にて、ごみの持ち帰りを促す印刷をしたポリ袋、これの配布を行いました。抜本的な対策というところには至っていないのが現状でございます。

そこで海釣施設運営協議会では、全国のモデル港との情報交換、また公益財団法人日本釣振興会と連携をしながら、まず、マナー啓発のチラシを作成し釣具店から配布してもらったり、漁協の皆さんとの意見交換の場を設け、漁協の皆さんとお互いに協力しながらマナー改善に取り組んでいければと考えているところでございます。また、県のほうで対策が追いつかないということでございますが、この件につきましても先ほどのエリア分けと併せてですね、現在、県と協議を

行っているところでございますので、何らかの改善が県のほうでも図られるのではないかと  
ことで考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

中西議員。

○議員 2番 中西 智昭君

漁業者にとっては大切な仕事場であり、漁業振興の視点からも漁協と海釣協議会の意見交換会  
や町内の釣具店にも意見を聞くなどの対応をしていただき、関係課が協力し合って、スピード感  
ある対応をしていただけるようお願いいたします。

次に要旨3、港湾活用の安全対策についてお尋ねします。

ボートパークが整備されることで、プレジャーボートと漁船との衝突事故が考えられます。安  
全面として、航路を分けるなどの対策が必要だと考えます。そこで、安全対策と漁業振興につい  
てお考えをお聞かせください。

○議長 横尾 武志君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

これも、芦屋港活性化の視点でお答えをさせていただきたいと思えます。

海釣施設も含めまして、安全対策というのは最も重要な事項と捉えております。船舶航行のル  
ールを定めていくことが必要ではないかというふうに考えております。また、ボートパークの利  
用者におきましては賠償責任保険の加入、こういった義務づけを行うなどですね、事故防止及び  
事故発生時の対策をしっかり図ることを今後の検討課題としてまとめています。

安全対策を講じることは、漁業従事者の皆様の安全を確保することにもつながるといふふう  
に考えております。このため、今後、漁協の御意見のほかにも必要な手続としまして、海上保安庁  
などの関係機関の意見を聞きながらですね、検討を進めていきたいといふふうに考えていると  
ころです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

中西議員。

○議員 2番 中西 智昭君

航路を分けるに当たって、ボートパーク利用者は西航路、漁業者については東側の遠賀川航路  
を活用することで、事故の防止の対策として望ましいのではと考えられますが、現在、遠賀川河  
口が以前より土砂の堆積で浅くなっています。これ以上堆積が進むと航行が困難となり、西航路

を航行せざるを得ない状況となります。漁業振興の観点からも、航路をしっかりと確保するためのしゅんせつは必要不可欠であり、早急な対応が必要と考えられます。

芦屋港活性化としてはどのようなお考えをされているのか、お聞かせ下さい。

**○議長 横尾 武志君**

芦屋港活性化推進室長。

**○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君**

芦屋港の活性化におきましては、港湾のしゅんせつを含めた維持管理、これは今後も県が引き続き行うということになっております。港湾内では、現在、水深が確保されていないところがあります。そこで町では、県に対して水深の調査及びしゅんせつを行うように協議や要望を継続的に行っています。議員御指摘のことにつきましては、漁協からの要望があれば、町として機会を捉えて要望していきたいと考えております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

中西議員。

**○議員 2番 中西 智昭君**

今後も航路として活用していくに当たって、しゅんせつは絶対条件だと考えます。漁協からの要望がなされた際には、迅速に対応いただけるようお願いいたします。

次に要旨4、ボートパーク、海釣施設の運営についてお尋ねします。

ボートパークや海釣施設などの運営方法は指定管理と計画されていますが、いつ頃、どのような形で指定管理を決めていくのかお聞かせください。

**○議長 横尾 武志君**

芦屋港活性化推進室長。

**○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君**

ボートパークと海釣施設の管理運営方法につきましては、県と町によります芦屋港の管理運営に関する基本協定書、昨年締結したものでございますが、これに基づき地方自治法に定める事務委託を経て、町が担う予定となっております。

仮にということですが、この場合、町が指定管理者を選定するまでには、条例の整備や様々な事務手続が必要となってきます。これらは施設整備の進捗状況に合わせて進めていくように考えておりまして、現時点で時期や方法は未定となります。また、現在、全体の管理運営方法につきましてエリアマネジメントの視点から検討を行っておりまして、それぞれの施設の管理運営方法が変更となる場合もあることを御理解いただきたいと思います。

併せまして、基本協定の内容についてもこれから県と詰めなければいけない協議というのがた

くさんございますので、その中で事務委託がされるかどうかというのもまだ決定したものではないということを御理解いただければと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

中西議員。

○議員 2番 中西 智昭君

今の回答では「現時点では、まだ未定。」と答弁されましたが、現在、柏原漁港のプレジャーボート係留施設は、柏原支所が町から管理委託を受けています。芦屋港ボートパークも、芦屋支所が同様に管理委託を受けることができないのかお聞きかせください。

○議長 横尾 武志君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

芦屋港に新たに整備されるボートパークの管理運営方法につきましては、指定管理者制度というふうにまとめてあります。簡単に制度の説明をさせていただきたいのですが、まず、この指定管理者制度につきましては民間の経営ノウハウを生かした公共施設の運営を行うもので、一定の範囲内で利益を上げる施設運営が可能な制度となっております。行政にとっては、直営に比べて維持管理コストの削減や、より住民ニーズに合った柔軟な施設運営ができるという利点がありまして、運営者側にとっては比較的自由度がある制度となっております。一方、管理委託につきましては事業者が自ら利益を得るための管理運営というのはいできないことになっておりまして、行政が定めた委託料で、定められた業務を行うものでございます。

今、議員がおっしゃられました柏原漁港につきましては、既存漁港施設の有効活用を図るということで単にプレジャーボートを係留するだけとなっておりますが、今回、芦屋港に整備されるボートパークにつきましては芦屋港の活性化に寄与する機能という違いがございまして、施設や附帯サービスなども伴っていくようになります。また、海の玄関口として広域連携の視点も備えておりまして、専門的な知識とノウハウに加え、経営の視点に立った運営が求められます。

このため、ボートパークに限らずですが、芦屋港に整備される公共施設につきましては集客効果・経済効果を高めるために、管理委託ではなく指定管理者制度が望ましいというふうに現在のところまとめております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

中西議員。

○議員 2番 中西 智昭君

指定管理者制度が望ましいことは理解できましたが、町外の事業者が参入しても、町内事業者が潤わないと本来の趣旨と違った方向になり、意味がないのではと考えますが、その点について何かお考えがありますか。

**○議長 横尾 武志君**

芦屋港活性化推進室長。

**○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君**

ボートパーク整備に当たりましては、隣接する漁協、芦屋支所が持っております斜路を借用するとか連携をはじめまして、町内にはマリン事業者が営業されているため、競合しないように機能を補完しながら、町内で連携することを方針としております。このため指定管理者を公募する際には、運営事業者にもメリットがありつつ漁協や町内マリン事業者との連携をはじめ、地元雇用、物品の町内調達といった芦屋町に経済効果が出るような工夫を行うように考えております。このようにボートパークに限らず、芦屋港活性化事業におきましては町内の活性化につながる必要でありまして、町内の多くの事業者の皆様積極的に関わっていただきたいというふうを考えております。

しかし、施設の運営や全体のマネジメントには専門的な知識やノウハウがないと集客力が生じず、運営そのものが成り立たなくなってしまうこともあります。集客力を発揮し広く町内に経済効果が出るようにするためには、外部の力も必要なことを御理解いただきたいというふうを考えております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

中西議員。

**○議員 2番 中西 智昭君**

町内の経済波及につながるための施設運営がなされると認識いたします。

次に要旨5、漁協や漁業者の関わりについてお尋ねします。

直売所や飲食店が新たに計画されています。具体的な内容についてはこれから検討されると思うのですが、漁協や漁業者がどのような関わりを持っていけるのか、活性化基本計画の考えについてお尋ねします。

**○議長 横尾 武志君**

芦屋港活性化推進室長。

**○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君**

芦屋港活性化基本計画におきましては漁協や漁業従事者の皆さんとの関わり方として、漁協が隣接していることを強みとして、直売所や飲食店への鮮魚の納品、お客様が購入した鮮魚や釣っ

た魚の加工場での処理、加工品開発などの展開に加え、雇用の場の創出につながることを想定しています。そのため漁業従事者の皆さんには、販路の拡大や商品の付加価値向上、こういったものにつながるようにですね、積極的に関わっていただきたいというふうに考えているところでございます。しかし、課題もたくさんありますので、実現に向けて、今後、詳細な検討を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

中西議員。

**○議員 2番 中西 智昭君**

現在の漁業状況は漁業従事者の高齢化が進んでおり、新規後継者の見込みも持てないのが現状です。農業にも同様な課題が挙げられ、10年後には1次産業は危機的状況となり、非常に将来への不安を感じています。

そこで、次世代を担う後継者が何か新しいことにチャレンジし、新たな稼ぐ力をつけていかないといけないと考えます。その一つの方法として、計画されている直売所や飲食店との関わりを持ち、ビジネスチャンスとして広げていくことが必要と考え、町としてはどのような視点を持っておられるのかお聞かせください。

**○議長 横尾 武志君**

芦屋港活性化推進室長。

**○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君**

今まさに議員さんが言われたことはごもっともだと思っておりますが、水産業につきましては芦屋町にとって大切な産業の一つでありまして、ビッグデータを活用した地域経済分析というのがございますが、これにおきましても町を支える重要な産業というふうになっております。こういった視点も踏まえまして、芦屋港活性化では漁業従事者の皆さんをはじめ、町内の様々な事業者の方々にとって新たなビジネスチャンスとなることが大切な視点だというふうに捉えておるところでございます。現在行っております管理運営方法の検討におきまして、町内の事業者の方々が参入しやすい方法や、事業者間のネットワーク化によって町内に経済効果が創出されることも視点に置いて、検討を行っているところでございます。

地方創生では、よく「稼ぐ力」というふうに表現されますが、芦屋町の稼ぐ力を高めることも芦屋港活性化の事業の目的の一つでございます。このためには雇用の創出に加えまして、1次産業の皆さんに限らず、町内の多くの事業者の皆さんに積極的に関わっていただくことが重要な視点だというふうに考えております。芦屋港だけでなく町内全体に経済効果が生じるように、今後も事業を推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

中西議員。

○議員 2番 中西 智昭君

まだ検討中のことも多いと思いますが、芦屋町ならではの活性化事業として、漁業従事者だけに限らず1次産業や商工業も関わっていけるよう、施設運営の検討についてもお願いいたします。

最後に、芦屋港活性化事業は、港湾の一部を使用している漁業従事者の仕事を重視していただき、将来に向けた漁業振興の視点をしっかりと押さえていただいた上で、レジャーに訪れるお客様や施設の運営者、町内で営んでいる事業者、港湾で働かれる方、みんなが共存共栄し芦屋町が活性化することが望ましいと考えます。まだ検討中であつたり、これから検討課題が多々あると思いますが、本日回答いただいたことを実施していただき、私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、中西議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

次に4番、萩原議員の一般質問を許します。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

4番、萩原です。通告書に従いまして質問してまいります。今回は、この芦屋港活性化基本計画に沿ってお尋ねしてまいりたいと思います。

件名1、今後の芦屋港活性化推進事業について。

2019年3月に策定された芦屋港活性化基本計画には、整備計画のイメージ図も示され、大きく変貌する芦屋港に期待を寄せる住民の方も本当に多いと思います。しかし、昨年から続く新型コロナウイルス感染症に伴い、人との関わりや社会情勢、さらに経済も本当に大きく変化いたしました。また、福岡県からのゾーニング変更で、港湾内部の安静を保つための構造物である波除堤を新設予定で、海への影響も心配されます。今後、現在の計画のままで進めることが適切かどうか、再検討が必要ではないかと考えます。そこで、次の点についてお伺いします。

要旨1、ボートパーク及び海釣施設の整備による海への影響について。

芦屋港にボートパークを新設する理由は、調べましたらいろいろありました。その一つに不法係留船対策があります。遠賀川河川事務所のホームページ情報では、西川、汐入川を含む遠賀川、江川に171の不法係留船があり、ボートパークの新設は、私は必要だと感じました。

今回、海中に波除堤という構造物を設置することで、魚の釣れ具合——釣果、そういったもの

に影響はないのか。また、何か対策されるのか。ボートパーク新設に伴いこういった課題があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

釣果に影響はないのかということですが、ボートパークにおきましては波の影響がないこと、海釣施設におきましては一定の釣果が見込めること、これが必要となります。このため、波除堤の構造を工夫しております。

具体的に申しますと、従来の壁のような構造の堤防では波をそのまま反射してしまうため、今回は直立消波型という構造を計画しております。これはどういったものかといいますと、外側ですね、波を受ける側に一定間隔で防波堤の中央付近まで洞窟のような穴を設けることで、受けた波を緩やかに戻すという構造です。近隣では、宗像市の大島にある「うみんぐ大島」の釣り防波堤が同じ構造を採用しております。これによって、船舶航行の安全と釣果に一定の効果があるというふうに考えております。また、釣果につきましては敷石の設置、これによって魚が居着きやすい環境をつくるように計画しております。

なお、それぞれの施設はこれから福岡県により詳細設計が行われますので、この際に詳細な検討がされるようになると思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

釣果対策はされるようですが、新たな工事で潮の流れが悪くなり、また、海水の汚れやごみがたまるといった、そういった問題は発生しないのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

事業主体であります福岡県におきまして、ボートパーク整備のための静穏度調査といたしまして、波が静かで穏やかな水面を維持できるかという調査を昨年実施されております。その結果で、ボートパークが整備できるというふうな結果になってるんですが、それ以外の調査というのは、まだ行われておりません。検討段階におきましては、砂の流入などの懸念が考えられますので、波除堤の整備による潮流の影響調査が必要なことを県に要請しております。

また、プレジャーボート係留施設専門分科会におきましては海岸工学の有識者に参画いただい

ておりまして、適宜意見をもらっているところでございます。環境が悪化しないために、ごみの話が出ましたが、環境が悪化しないための必要な対応につきましては、ほかの事例におきましては、施設管理者が日常的な維持管理の一環として行っているというのがほとんどでございます。これをごみの流出、漂着ごみだけではなくて燃料の流出とかも考えられますので、そういったものも一環として行われております。漂着ごみにつきましても当然想定されますので、日常的に清掃管理をしていくということで想定しているところです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

この基本計画93ページに掲載されているファミリーフィッシングなど、釣りのイベントには多くの参加希望があると聞いています。そこで、女性やファミリーなど誰もが気軽に釣りを楽しめる施策というのはお考えでしょうか。お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

現時点では、施設としましては手洗い場やトイレなどの整備を考えておりますが、ほかに、手ぶらで来て楽しめるような道具のレンタル、また、釣った魚の処理といったサービスを考えています。しかし、施設整備まで少し時間がありますので、運営方法を具体的に定めていく段階で、いわゆるニーズに合ったものに対応していこうというふうに、現在、検討事項ということで捉えているところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ごみは各自で持ち帰るといった、本来は釣り客のマナーの問題であると思います。先ほどの中西議員の話からも、ただ、なかなか守ってもらえないのが現状ではないかと考えています。しかも、先ほど室長からお話がありました手ぶらで来ていただく、レンタルざおなどの気軽に釣りを楽しんでもらうような計画になっている場合に、ごみの回収などもセットで考えていく必要があると思います。海釣施設を造るということでありましたら、ぜひその点もしっかり検討していただきたいと思います。

要旨2、全天候型施設の在り方について。

基本計画の95ページに、冬場の来訪者確保の手段として、安定的にイベント開催ができ、集客力向上のため全天候型施設を整備し、その活用方法として砂像展示を想定していると書かれています。

昨年から続く新型コロナの影響で社会経済も大きな影響を受け、ワクチン接種も開始されますが、まだしばらくは新型コロナの影響、変異種や新たな感染症が発生する可能性も否定できません。また、砂像を常設展示すればいつでも見られるようになり、逆に本来の砂像展の来場者が減少するといった可能性はないのでしょうか。この集客方法が適切か、今一度、開業時期など再検討するお考えはないのかお尋ねします。

**○議長 横尾 武志君**

芦屋港活性化推進室長。

**○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君**

芦屋港活性化基本計画では、御指摘のとおり、観光集客機能として天候の影響を受けずにイベントなどが実施できる施設、活用方法の一つとして、芦屋町のキラークンテンツの一つである砂像の屋内展示を想定しているというふうにまとめておりますが、芦屋港へのにぎわい創出として、集客効果が高い機能がここには求められるというふうと考えております。現在、砂像に限定せず幅広い視点から活用方法の検討を行っているところです。

この検討に当たりましては、御指摘のとおり新型コロナウイルス感染症の影響により社会経済環境が大変大きく変化しているということを認識しておりまして、この点を踏まえて、現在しっかりと検討を行っているところでございます。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

萩原議員。

**○議員 4番 萩原 洋子君**

要旨3、サイクルステーションの在り方やサイクリングを生かした町への回遊について。

現在ですね、芦屋町観光協会さんがレンタサイクル事業を行い、年々業績を伸ばしております。この基本計画にも、休憩や簡単な自転車の整備ができる場所としてサイクルステーションを整備するようになっていきます。このサイクルステーションが完成するまでの間、さらにレンタサイクル事業の業績を伸ばすための施策をどのように考えておられるのかお尋ねします。

**○議長 横尾 武志君**

産業観光課長。

**○産業観光課長 浮田 光二君**

レンタサイクル利用者を増やすための施策ということで、所管課の産業観光課のほうからお答

えいたします。

レンタサイクルは、平成21年度より芦屋町観光協会の独自事業として実施されているものでございます。今年で12年目を迎えており、利用者は年々増加傾向にあります。

御質問のレンタサイクル利用者を増やすための施策についてですが、事業を行っております観光協会に伺ったところ、平成30年度よりレンタサイクルと連動して行っている町内回遊キャンペーンの利用者の拡大に努め、レンタサイクル利用者の特典としてPRしていきたいとの回答をいただいております。この町内回遊キャンペーンの内容としましては、レンタサイクルを利用し、町内の指定店舗等での物品購入などの支払い額に応じ、最大600円、2台分のレンタサイクル利用料をサービスするというものとなっております。

現在、このキャンペーンの利用者も増加傾向にあり、レンタサイクルと町内回遊キャンペーンの組み合わせによる相乗効果が現れているものと考えられます。このことから、レンタサイクル自体のPRはもちろんですが、町内回遊キャンペーンをもっと知っていただくことにより、レンタサイクルの利用拡大にもつなげていきたいという考えのようです。

所管課としましても、サイクリングは観光分野の一つのコンテンツと考えており、ロケーションのすばらしい芦屋町を多くの方に知っていただき、訪町を促すようPRに注力していきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

私も観光協会さんから利用状況の資料を見せていただきました。いただいたのが令和元年と2年なんですけど、とてもよくしっかりまとめられて、どこのお店で何月にどの程度売上げがあったというのを書かれてるんですけど。その中で、見させていただいたところで私が感じたのが、お目当てのお店にもともと行こうとしていたとか、何か目的があってやはり行かれているという感じがしました。本来であれば、もともとここに行くつもりだったんだけど、行く予定のなかったこの店に寄ってみようとか、町内どんなふうになっているのかなと思って、ぶらっと回っていただくというのが本当はもっと進めていただきたいところではあると思うんですが、もっといい方法はないのだろうかという資料を見て感じたところです。

また、私は先日、海浜公園の駐車場で遠方からサイクリングに来られた方数名と話す機会がありました。県の南部で「そんなところから来られるんだ。」と逆にちょっとびっくりしたぐらいです。そこで、「このコースを選ばれた理由はどういうことですか。」とお尋ねしたら、「自転車の専用道路があり、安全に走れる。」とか、あとは「無料駐車場がある。」とか。「ここをどうして

知ったんですか。」と言ったら、どなたかが上げられたネットの情報を見て、「サイクリングで検索して来た。」ということでした。「なるほどな。」と私も思いました。また別の方も、やはりちょっと遠方の方でした。そちらは遠くからずっと走って来られてみたいで、「サイクリングロードの整備区間の、ここは中間地点となります。」と。「アクアシアンが、ちょうど休憩するのにいいんですよね。」という話でした。で、「何か欲しいものはありますか。」というお話をしたら、「自転車専用のスタンドですね。引っかけるようなものと、あとは気軽に食べれるものを買えるといいな。」というお話とかはいただけました。

将来、芦屋港にですね、飲食店や直売所、サイクルステーションが開業すれば、本当に喜ばれるんじゃないかと感じました。しかし先ほどからも出ています、芦屋港だけではなく町内にも観光客さんがですね、回遊しなければ町は活性しないと私も考えます。コロナの影響で、せっかくレンタサイクルや回遊キャンペーンが好調になって、サイクリストにも人気のコースがあるこの芦屋町、レンタサイクルの利用者やサイクリストが町内を回遊し、本当は行く予定のなかったお店にも立ち寄ろうかと思っただけのような施策が絶対に必要ではあると思いますが、その点についてどうお考えかお尋ねします。

**○議長 横尾 武志君**

芦屋港活性化推進室長。

**○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君**

芦屋港に整備されるサイクルステーションの視点でお答えをさせていただきたいと思います。

芦屋港に効果的な機能の一つとしまして、サイクルステーションがございます。これは、福岡県が推進するサイクル&トレイル福岡の複数のサイクルルートの分岐点に立地することや、海岸線を走るサイクリングロードの景観のよさ、また全国的なトレンド、こういったものがありまして、ポテンシャルが十分にあるというふうに捉えております。

芦屋港活性化事業におきましては、先ほどの中西議員の答弁でもお答えさせていただきましたが、芦屋町の観光まちづくりに必要な「ヒト・モノ・コト」を有機的につなぐことを大切な視点と捉えておりまして、単に施設整備を行うものではなくて芦屋町にたくさんある資源や魅力を磨き、ヒトが活躍し、それまで点と点であったものを線でつなぎ、さらには線が重なって芦屋町全体を面として広げ、町内全体に経済効果が生じることを目的としております。このため、サイクルステーションを単に整備するというのではなくて、サイクリストの皆さんに町内を回遊していただいて、町内でお金を使っただく仕組み、こういったものがセットでないと成り立たないというふうに考えているところでございます。

また、来年度の当初予算に計上させていただいておりますが、機運醸成事業というものを計画しております。この中では、テストマーケティングの必要性があるというふうに考えておりまし

て、サイクルも一つのテストマーケティングの対象として何かできないかとか、先ほど言われました、SNSを活用した情報発信について何か取り組んでいくことができないかというのを検討していくようにもしております。こういった中で、やっぱりサイクリングにつきましては重要な視点ということで、今後も検討を続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今、室長の答弁を伺いまして、県はですね、芦屋と飯塚間、芦屋と宗像間で自転車専用道を整備しています。特に海岸線を走る芦屋町の専用道は、サイクリストには本当に貴重なコースになっており、私の知人などは「芦屋町の宝ですね。」というお話もされるほどです。県も、県内全域にサイクリングロードをつなげる計画を進めているようですが、残念ながら芦屋町に入ると自転車専用道路の整備はなく、現在は標識とところどころ緑色のカラーが引かれている車道を併用する形になっているだけで、到底サイクリングロードとは私は感じられないと思っています。ただ、芦屋の場合は道路幅の問題があるので仕方なかったのかもしれませんが。

ただですね、例えばサイクリングで有名な、しまなみ海道サイクリングロードの推奨ルートには道路の端に青色のラインが引かれ、このブルーラインをたどっていけば距離など地図を見なくても尾道～今治間を移動することができるんです。その目的は、多くの方に分かりやすい道案内として、また車道を走行する自転車利用者に対して左側走行の注意喚起として、さらに自動車のドライバーに対して自転車への注意喚起となっています。町内は道路幅が狭く、自転車専用道路をつくることは困難ですが、このようなしまなみ海道のようなブルーラインであれば整備することができ、今後レジャー港が開業した際には、観光客の増加による安全対策の一つにもなるのではないのでしょうか。

さらに、しまなみ海道では休憩や交流の場所として、サイクルオアシスというサイクリング愛好者が気軽に立ち寄り、休憩でき、地域の人々と交流が図れる場所を整備しているようです。現在、アクアシアンがこのような役割を担っているというふうに私はちょっと感じていますが、町内にもサイクリストが気軽に立ち寄れる自転車用スタンドの設置など、環境整備が必要ではないのでしょうか。景観のよいサイクリングロードがある芦屋町が、サイクリングの町として付加価値をつけることで新たな客層の呼び込みにもつながると私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

芦屋港活性化の視点でお答えさせていただきたいと思います。

先ほど議員がおっしゃられました、しまなみ海道のブルーラインだったり休憩所の取組につきましては、我々、検討の中で好事例として参考をしているところでございます。

また、基本計画におきましては御指摘のとおり、サイクリングロード、専用道路がつながっていないということは問題点として捉えております。そういった中で、サイクリングロードが町内でつながっていないという点におきましては、町内回遊に当たって当然危険な箇所もございますが、回遊に当たり影響があるというふうにも認識しております。ただ、この対策につきましては、道路管理者であったり関係機関との協議・調整というのが必要になりますし、町におきましても複数の課にまたがる案件となりますので、連携した対応が必要となってきます。

今後、実施可否を含めまして、サイクルステーションの整備と併せましてですね、回遊の仕組みを考えるに当たっては大事な視点だと捉えておりますので、今後の検討課題ということで捉えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

要旨4、コロナ禍における芦屋港活性化推進事業の経済効果見直しの必要性について。

この基本計画の118ページに、芦屋港における経済効果として年間2億6,483万円と書かれています。私は、本当にこのような経済効果があるならすごいなと思いました。しっかりその資料を読ませていただいて、その根拠では、この基本計画の中で示されているものだけでは十分ではないかなという感じも受けました。また、新型コロナの影響で社会情勢・経済情勢も変化しています。この年間経済効果の見直し、現時点で必要ではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

御指摘の経済効果につきましては、芦屋港活性化基本計画策定時におきましては十分なデータが整っていなかったこともありまして、限定的な消費額となっております。また、御指摘のようにコロナウイルスによりまして、大きく社会経済環境も変化しているという状況でございます。

芦屋港活性化基本計画におきましては、社会経済環境の変化に柔軟に対応しながら、必要に応じて変更していく方針というのがございます。そこで、令和2年5月に策定した変更後計画におきましては、ポートパーク、海釣施設につきましてはある程度精査を行っておりますが、その他

の施設についてはこれからの検討事項となります。御指摘のように、社会経済環境の変化に合わせて、飲食・直売機能であったり、ほかの機能、こういったものの考え方や施設規模、集客力、そういったものを全体の見直しが必要だというふうには考えておりますが、飲食・直売機能に関しましては、芦屋の海の魅力を生かすためには必要な機能というふうに考えておりますので、こういった形で成り立つのかという形で、現在検討を進めているところでございます。

芦屋港への導入機能につきましては、町内全体に経済効果を生み出す機能、また芦屋町の交流人口・関係人口、これらの増加に寄与するものが必要だということで考えております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

萩原議員。

**○議員 4番 萩原 洋子君**

最後に、私は2月6日、あるオンライン研修で、宮崎県日南市油津商店街の再生に取り組みられた木藤さんのお話を伺いました。その中で特に印象に残ったのが、「油津における成功要因は、再生しないこと。」と言われたことです。昔のよかった頃に戻る再生ではなく、今をゼロと捉え、これからの社会変化に対応し、求められる町の新しいあり方を探し、形にするというお話でした。これは、今の芦屋海岸にも通じるのではないかと私は思いました。昔の芦屋海岸に戻すのではなく、今の海をゼロと捉え、これからの社会変化に対応し、求められる芦屋海岸、芦屋港の新しい在り方を探し、形にしていくことだと私は思っています。

また私は、海に面した地域にある同じような直売所や飲食店をつくっただけで、常に人が来るとは思えません。木藤さんは「新しい店をつくるのではなく、人を集める仕組みをつくる課題設定をどうするかで事業の見え方が変化する。」とも言われていました。芦屋町の商店街もシャッター街となり、油津と同様の現象が起きています。この事業計画は、芦屋港だけではなく町全体の活性化にならなければ意味がありません。ポートパークや海釣り施設に多くの観光客が来ることは、よいことだと思います。でも、海が汚れてしまっては仕方がありません。どうか、海が汚れないような方法をしっかり検討していただきたいと思います。また、町に人が回遊する仕組みの一つとして、サイクリングロードなど環境整備を町全体で考えていただきたいと思います。この、しまなみのブルーラインのような線が町に真っすぐ引かれた際には、本当に町が美しくなるんじゃないかと私は思っています。ぜひ、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

最後に、冬場の風や砂が問題視される芦屋海岸ですが、この砂や風をあえて芦屋の強みとして、人を集める仕組み、アクティビティをしっかりと考えていただきたい。そういった特徴のある計画にしていきたいのです。今ある町の資源を生かし、環境に優しく、みんながあっと驚くような基本計画にしていきたいと願い、私の一般質問とさせていただきます。

○議長 横尾 武志君

以上で、萩原議員の一般質問は終わりました。

ただいまから、しばらく休憩いたします。なお、再開は13時30分から再開いたします。

午後0時07分休憩

.....

午後1時29分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に6番、本田議員の一般質問を許します。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

皆様、こんにちは。6番、本田。一般質問通告書に沿って質問をさせていただきます。

現在、高齢化社会が加速的に進行しております。団塊の世代の方々が75歳以上になられる2025年まで遠い未来だと思っておりましたが、あと4年となりました。今後、将来に向けてさらなる超高齢化社会が到来いたします。その社会の中では、自分のことは少しでも長い時間自分でできる、自分づくりが重要になってくるかと思われまます。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるようには、予防策として食習慣の改善、生活習慣の改善、あるいは運動する習慣づくりが必要になってまいります。病気を発症させる原因となる要因を少しでも取り除く、あるいはけがをしにくい体づくりを維持・継続させることで、健康寿命を延ばすことは重要なことになるかと思われまます。

今、申しました習慣づくりについては、思っただけでなかなか継続することが難しい側面もありますが、その中から体づくりについて、柔軟な体を維持することでけがをしにくい体を維持することができるようになり、日々の暮らしの中では、運動することは体づくりの重要な部分であり、特に身近なものであれば散歩があるかと思ひます。散歩をすることで、第2の心臓と言われる足のポンプが活用され丈夫な下半身ができ、転倒しにくくなります。あるいは体重の増加を抑えて、特に今はコロナ太りと言われており、体重増加を抑えることで病気になりにくい等、病気にもけがにも運動が重要なことは承知のとおりです。

その中で、身近な公園は住民が日常的に安らぎ、活動したり、交流する重要な役割を持っており、そのような意味合いからしても公園の整備は必要であり、近年、整備・補修が進んでいるものと思われまます。最近では、比較的大きな中央公園はリニューアルが完成しており、町内のほかの公園も、整備は進んではいるものの老朽化が目立つ公園も多くなり、併せて遊具が老朽化している現状もあるかと思ひます。

人生100年時代が到来しつつあり、今後は超高齢化社会が到来することが予測されています。

その中で、地域にある公園は老若男女を包括的に包み込む地域住民の交流の場になることが考えられます。一口に公園と言っても、現在、「公園」とインターネットで検索をしてみますと様々な種類の公園が出てきますが、交流の場であることについては共通の認識かと思えます。現状では公園を使用されている年齢の対象に変化が出てきており、あるいは出てくるのではないかと思います。特に、子供を対象として遊具を置いた公園だけではなく、高齢者向けに健康遊具を設置した公園の整備も今後必要ではないかと考えております。

そこで質問の件名1です。高齢化社会での公園の在り方について。

(1) 公園の現状の維持整備状況、今後の整備予定について、現存する町内の公園の中で健康遊具を設置した公園はどのくらい存在するのかをお聞きいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

健康遊具についてですが、現在、中央公園と芦屋海浜公園のわんぱーく、それから総合運動公園のアッシーグラウンドに設置されています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

それでは、前年度までに整備をした公園の箇所及び今後整備していくであろう公園の箇所の計画がありましたら、お聞きいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

令和元年度に、環境住宅課が所管する公園の遊具については専門業者による精密点検を行っています。その点検結果に基づき、修繕、撤去、新設を行う計画となっています。

その年、特に危険度が高かったため、はまゆう公園の滑り台については直ちに撤去を行いました。令和2年度は、ブランコや滑り台などについて修繕を9か所の公園で行い、また、修繕が不可能または高額となるために撤去することとした公園が7か所、その後に滑り台の新設を5か所の公園で実施しています。

来年度の令和3年度は、精密点検で修繕が必要と判断されたコンクリート製の滑り台等について、現在メンテナンス業者がいなかったため撤去を行うものと、砂場が設置されていますが利用されていないため撤去する公園が7か所、その後にポリエチレン製の滑り台の新設を5か所の公園で

実施する予定で、予算計上をしています。特に、撤去を行う公園については公園所在地の区長さんと、新たに設置の必要があるかなど御意見を聞いた上で進めています。令和4年度は改めて精密点検を実施しますので、点検結果に基づき整備していくことになります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

要旨(2)に移ります。高齢化社会における公園の在り方について。

今後、整備計画の中で健康遊具を設置していくかの計画があるのかをお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

現在、健康遊具を設置する計画はございません。

健康遊具の整備については、平成23年4月の町長選挙におけるマニフェストにおいて、高齢者の健康づくりを支援するために健康づくり遊具を地域の公園に設置することが記されました。それを受け、関係各課及び老人会や婦人会にも意見やニーズ調査、健康遊具を設置している北九州市への視察等を行った上で、平成26年1月に、先ほど報告した3か所、中央公園、海浜公園、総合運動公園へ設置する方針が決定されました。

検討結果については、健康遊具は一連の運動プログラムを実施できるよう7基程度そろえる必要があるため、ある程度広い面積が必要であること。また、人が集まりやすくウォーキングができるような大きな公園もしくは場所がふさわしいなどから、まず海浜公園に設置し、中央公園と総合運動公園は、リニューアル整備する際に健康遊具の選定を協議することとなっていました。最近の公園整備において、区長さんを通じて地域の皆さんの御意見を聞いていますが、健康遊具を設置してほしいとの御要望はありませんので、改めて健康遊具の検討は行っていない状況です。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今のお話では、健康遊具は一連の運動プログラムを実施できるように7基程度そろえる必要があるため、ある程度広い面積が必要であることをはじめとして、改めて健康遊具の検討は行っていないとのことですが、以前、関係各課・各種団体への意見やニーズ調査を実施した時期と、現在の新型コロナウイルス感染症拡大に伴って自宅で過ごす時間が増え、コロナ太りと言われるほ

ど全般的に運動不足が言われている今では、調査段階とは状況も大きく変わっているものかと思  
います。

比較的小さな公園にたくさんの遊具設置は無理かと思います。しかしながら、例えば小学校区  
を一つの大きな公園に見立てて、その小学校区の中にある各種公園に健康遊具をちりばめて、身  
近な公園で、高齢者の方々の運動不足の解消・健康増進に活用していただくことは御検討いただ  
けませんかでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

公園にちりばめてとのことですが、無造作に置いては意味がありませんので、コースなどを設  
定する必要があるかと思えます。また、健康遊具を設置するからにはぜひ利用をしていただきたい  
と思っていますので、まず健康づくり事務を所管する健康・こども課と、まず協議をさせてい  
ただきたいと考えています。

なお、健康・こども課では住民の方に健康教室を行っていただきますので、参加者へ健康遊具のニー  
ズ調査等もしていただければと思っています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今回この質問をさせていただくことで、インターネットでいろいろと調べてみますと、先月、  
2021年2月の最近の状況のことが書いてあるホームページがありました。県内の近隣の自治  
体なんですけれども、健康器具の設置や活用、健康教室について次のような取組をされている自  
治体がありますので、この場を借りて紹介させていただきます。

地域の皆さんが身近な健康づくりや介護予防に取り組めるよう健康遊具を開発し、公園に設置  
されています。また、健康遊具の使用方法や、介護予防に効果的な運動方法や正しいウォーキン  
グ方法を学べる教室を開催されています。現在は事業開催に当たり、遊具の消毒・参加者の体温  
チェック、手指消毒、マスクの着用など新型コロナウイルス感染予防対策を行った上で実施をさ  
れています。比較的大きな自治体ですので、市内に設置されている公園は24か所あるようです。  
設置されている主な健康遊具の種類としましては、背伸ばしベンチ、肩・腕の運動器、ストレッ  
チベンチ、ツイストベンチ、腹筋ベンチ、鉄棒等があるようです。

また、この市では市民に対して健康教室を実施する中でタンDEMウォークと言われる、かかと  
とつま先を交互に重ねて歩くという歩行をされているようです。私たちは、真っすぐに歩いてい

るつもりでも気づかないうちに左右に揺れながら歩いているということで、「真っすぐに歩けないのは歩行能力が低下しているからかもしれません。」ということで、「いつまでも元気に歩き続けるためにも、時々チェックをしてみることは大切なことです。」というようなことをこの教室の中で盛り込んでおられるようです。

この健康遊具の使用と併せて、健康教室を開催される内容については、健康遊具の使い方の基本と解説、それから健康遊具の効果的なウォーキングの実践というようなことで、65歳以上の方が利用されているようです。以上が、近隣自治体の取組の一つであります。

またもう一つ、他県ではありますが、やはり市内の14か所の公園に健康遊具を1つ～5つ程度を設置しており、この現状を見ますと、一つの公園に設置をしなければ効果が出ないというようなことはないような気がいたします。歩いて行ける身近な場所に健康遊具のある公園があることが、必要ではなかろうかと思っております。ぜひ積極的な協議を実施していただきまして、町民の健康に関する安心のよりどころの一つに公園が利用され、健康な高齢者が生き生きと活動できるように整備環境を御検討いただきたいと思っております。

それでは件名の2に移ります。町営住宅・戸建て住宅について。

芦屋町が令和3年1月に策定しています第2期芦屋町空き家対策等計画の、第1章 計画の趣旨の中で背景として、急激に進行する少子化・高齢化対策の中で、空き家に関する問題は全国的に表面化している。特に、空き家になったにもかかわらず、適切な管理が行われぬまま放置されている状況の空き家は現在も増加傾向にあり、防災・防犯・安全・環境・景観の保全等の面で住民生活に悪影響を及ぼしており、早急な解決が求められていると記されております。この早急な解決がどのくらいの期間を想定されているのかは分かりませんが、地域にとって重要な、避けて通ることのできない問題であるということは理解できます。

この空き家問題は公営の町営住宅や一般住宅と密接な関係にあり、大きな影響を及ぼします。今後、人口は全国的に右肩下がりに減少をしていきます。芦屋町においても例外ではなく、いかに将来に向けて、人口減少の右肩下がりの曲線を少しでもなだらかな曲線にしていくのか対処する施策が必要かと思っております。地域住民が減少する曲線をなだらかにするには、町外から町内への移住者を増やす、現在の町内居住者が町外に転出をしない、現在の子供たちが大人になっても芦屋に住み続けることが必要になってくると思っております。そのためには、住んでよかったと思われる環境づくりの一環として、住宅の確保・整備が必要になってくると思われまます。

そこで要旨(1)、町営住宅の戸数、空き家状況、整備状況について。まず、現在町内に存在します町営住宅の管理戸数・長寿命化の実施内容についてお聞きいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

現在、芦屋町において町営住宅は11の団地があり、総管理戸数は直近のデータで現在753戸となっています。なお、そのうち鶴松団地と高浜団地については用途廃止することが決定されていますので、その数を除くと628戸になります。

次に、町営住宅長寿命化計画については、財政状況を踏まえた効率的かつ円滑な更新を実現するために、改善や修繕、建て替え等の具体的な活用策を再度検討し、ストックの長寿命化及びライフサイクルコストの縮減につなげるとともに、事業費の平準化を図ることで実施が可能な計画を策定することを目的とされています。

主な長寿命化の実施内容ですが、長寿命型改善工事として屋上防水や外部補修と、塗装による耐久性向上など。次に、安全性確保工事としてベランダ等の手すり柵を鉄型からアルミ製に更新。次に、福祉対応工事として緑ヶ丘団地のエレベーターの設置。次に、町営住宅解体工事として鶴松団地と高浜団地の長屋が全戸空き家になったものを解体し、管理戸数の縮減を図っています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今、お聞きした戸数の中で入居率はどの程度あり、また、空室になっている住宅については空き家になっているだけなのか、入居が可能であるのかをお聞きいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

用途廃止予定の住宅を除く628戸のうち入居数は496戸で、入居率は78.98%となっています。団地によって入居率は違いますが、高いところで100%、低いところで60%台の数値となっています。

空き室についてですが、古い団地については昭和50年代以前に建築されたものが多く、新規公募を行うための整備費が多額にかかるものや、エレベーターがない団地の3階以上が空き室となっています。現在、築年数が新しいことや間取りが広い点などから、新緑ヶ丘団地や後水団地、丸の内住宅を優先的に入居前整備を行って、準備ができたものから公募を行っています。また緑ヶ丘団地については、エレベーター設置後に鶴松団地や高浜団地からの移転者へ優先して案内を行っています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

少し詳細な部分になりますが、芦屋町独自の所得制限外住宅の入居率はどのくらいあり、町外者を受け入れる条件の見直し等の緩和措置で、入居を促す実施済みの施策がありましたらお聞きするとともに、今後、入居率を上げるための予定等があればお聞かせください。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

所得制限外住宅については3つの団地があります。平均入居率は64%となっています。入居率が低い要因ですが、築年数が古いことやお風呂や給湯設備が設置されていないため、入居者の初期負担がかかること。敷地条件から駐車場の台数制限があること。また、町内で設備の整った民間アパートの供給が多数あることなどが考えられます。

このことを踏まえ、来年度策定する第2次町営住宅長寿命化計画において、所得制限外住宅のお風呂や給湯設備の設置、各団地の駐車場の確保、適正なストックなども検討していく必要があると考えています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

要旨(2)に移ります。戸建て住宅の空き家状況について。

戸建て住宅の空き家はどのように現在把握をされ、今はどのくらいの戸数があるのかをお聞きいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

平成28年度に空き家の実態調査委託を実施しています。主な調査方法は、水道の開栓状況、家屋課税情報、住民基本台帳などを照合し把握した空き家は164戸ありました。その後も近隣住民からの情報提供や納税代表者からの相談などから、その都度空き家台帳に登録していき、累計で224戸が登録されました。その間、解体や売買・賃貸などで空き家が解消されたものもあり、現在144戸が空き家台帳に登録されています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

要旨の(3)に移ります。移住・定住施策について。

第5次芦屋町総合振興計画後期基本計画の68ページにあります主要施策の中に「移住・定住施策の推進」と記されていますが、その中の3項目めに「移住・定住に関する関係機関との連携や活用により、地域特性を生かしたシティセールスを積極的に推進していきます。」と記載がありますけれども、どのような取組があったのかをお聞きします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

主な取組は、首都圏で行われる移住セミナーやイベントに参加し、地方への移住を考えている方々へ芦屋町のよいところをPR、また様々な情報をプレゼンテーションなどで伝えることです。

今年度は新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言を受けて中止となりましたが、令和元年度は北九州都市圏広域行政推進協議会が主催した北九州都市圏合同移住セミナーに、平成30年度は福岡県が主催の移住相談会と、JOIN(移住・交流推進機構)が主催の移住・交流&地域おこしフェアに参加しています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今お聞きしました令和元年度の北九州都市圏合同移住セミナーと、平成30年度移住相談会と、移住・交流&地域おこしフェアに参加した内容についてもう少し詳細にお聞きしたいことと、参加した際やその後を含めて問合せ等があったのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

PRや情報については、定住する際に町の各種補助金制度の内容や、町で行っている花火大会や砂像展などのイベント情報、芦屋海水浴場や芦屋釜のこと、洞山やはまゆう公園などの景勝地、特産品情報など、また、子育て施策や子育て環境、交通状況などを情報提供しています。

なお、その後の問合せについては1件ありましたが、希望条件等が合わず移住までつなげることはできておりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

私は今、手元にですね、第5次芦屋町総合振興計画後期基本計画を持ってきているんですが、ここの表紙を見たときにですね、芦屋町は非常に観光の町だと一目で実感するような表紙だと思っております。特に真ん中は、今年、重要文化財として指定されています芦屋釜が町に戻ってくるということで、いよいよもって近隣の皆さんの注目を浴びる町ではないかなというふうに思っております。

今後、芦屋町特有の海や自然、釜の里等、町の魅力が活かされるイベントや施策を町外者に発信できる場面で、空き家対策の効果により、一人でも、一世帯でも多くの移住者・定住者が増えることで芦屋町の人口増加につながるすることができますように、移住セミナーやイベントに期待をしております。また、内容が長期にわたる施策となりますので、また別の機会にお聞きしたいと思っております。

以上をもちまして一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、本田議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

次に8番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

8番、妹川です。1件目、校納金徴収方法について。要旨に従って、また説明を加えながら読み上げていきます。

町内の小中学校では、学習ドリルなどの副読本や学級費、修学旅行積立金などの校納金集めは、長い間、集金袋を毎月児童生徒に配り、現金を学校に持参させる方式でした。平成29年3月において、私は給食費の銀行引き落としと同様、校納金についても口座引き落としとすることを提案いたしました。現在、令和2年度より口座引き落とし方法になっています。私がこの校納金の問題を取り上げたのは、山鹿小学校の子供を持つ保護者から疑問を投げかけられたからです。

40年前、私の3人の子供も集金袋に校納金を入れて担任に渡していたのですが、今なお同じことが行われていることに愕然としました。そこで、私はほかの保護者の方からも聞き取り調査を行い、それを基に小学校、中学校の校長等に会い、校納金徴収方法について詳しく聞いた。また、授業で使う副教材費の保護者負担についてもお話をしたものです。そこで伺います。

口座引き落とし方法になり、(1)保護者及び教職員の負担軽減の視点から評価はどうか、お伺

いします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、保護者の視点から見た評価について申し上げます。町内の小中学校4校とも保護者アンケートは実施しておりませんが、PTA役員などからの感想や意見を聞く限りおおむね好評です。

具体的には、「子供が現金を持参する必要がなくなり、盗難や紛失の心配がなくなった。防犯上ありがたい。」「毎月現金を、特に小銭を準備する手間が省けて助かる。」この2つの意見が大多数でした。次に、教職員の視点から見た評価について申し上げます。こちらもおおむね好評で、「現金の徴収、点検、管理の必要がなくなり、業務負担軽減となった。」「直接の現金受渡しがほぼなくなり、渡した、預かっていない、入れた、入っていないなどのトラブルがほぼ解消された。」との感想が多数ありました。

このように、保護者・教職員ともに負担軽減の視点から見た評価はおおむね好評でした。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

校納金の現金による集金というのは教職員の本来の業務ではなく、長きにわたって雑務を強いられてきたわけですが、今のように評価をいただいているということにとっては非常によかったなと思っています。そういう意味で、負担軽減につながり、改善策であるというふうに捉えております。それで、教育委員会、校長会、教職員の今の取組について、私は保護者の皆さんと共にですね、お礼を申し上げたいと思います。

じゃあ、2点目にまいります。制服選択制について。

令和元年6月議会において、LGBTに関する学校教育や社会教育の現状及び制服の機能性や性の多様性に対応するため、制服選択制について一般質問を行いました。教育長は「LGBT対象者を把握できていない現段階での中学校の制服選択制導入は考えていないが、今後とも引き続き調査・研究を進める。」と前向きな答弁をいただきました。そこで伺います。

(1) 制服選択制について、教育委員会定例会や各学校での進捗状況についてお伺いします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

令和元年6月議会で教育長が答弁しましたとおり、教育委員会事務局や中学校にて、引き続き

中学校の制服選択制導入について調査・研究を進めてまいりました。その結果、制服選択制を議論する芦屋中学校制服検討委員会を立ち上げることについて、令和2年12月の教育委員会定例会にて了承されました。

これを受け、今年、令和3年1月27日に第1回目の委員会を開催するなど、検討議論を開始しております。その委員会では3月末をめどに方向性を打ち出し、答申される予定です。そして教育委員会定例会にて、5月頃をめどに最終方針を決定することを見込んでおります。

なお、検討委員会のメンバーは10名で、小中学校のPTA会長及び役員、中学校の校長・教頭、学校教育課長で構成しております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

妹川議員。

**○議員 8番 妹川 征男君**

制服を選定する際にはですね、検討委員会がありましようが、大人だけで決めるのではなくて、やはり制服を着用する当事者である子供たちや、保護者の声を吸い上げることが必要であるのではなかろうかと。ほかの市町村でもですね、アンケート調査を実施するとか、また児童会・生徒会などの役員との対談を実施した教育委員会もありますね。その理由は何かと。制服選択制の選定を通して、保護者をはじめ地域社会に開かれた学校づくりを目指して実践することが民主的な学校づくりにつながり、また子供たちにとっても誇りに思うのではないかと考えるからです。そういう意味で検討委員会でもですね、そういう話をさせていただいて、前向きに進められたらどうかと思っています。以上です。

では(2)の、LGBTに関する職員の研修及び子供たちへの教育についてお伺いします。

**○議長 横尾 武志君**

教育長。

**○教育長 三柵 賢二君**

まず教職員の研修についてですが、令和元年6月定例会でも答弁させていただきましたが、平成29年度、30年度に2年連続して、LGBTの当事者を招いた人権研修を、全教職員を対象に実施しております。これ以降、全教職員を対象としたLGBTの研修は実施しておりませんが、福岡県教育委員会では毎年、若年教員を対象とした、性差について正しく認識する研修を実施しております。また年度当初には、職員研修等でジェンダーフリーに関する研修を実施し、児童への言動について留意するよう確認しております。さらに、直近では令和3年2月にLGBTに関する資料を配付し説明するなど、継続した研修を実施しているところです。

次に子供たちへの教育についてですが、LGBTや多様な性に関する指導の前提として、保健

の時間、道徳の時間、学級活動などで児童生徒の発達段階に応じて、男女の性の違い、互いの違いを認め合うといった多様性の素地づくりを行っています。

具体的な取組例を紹介させていただきます。ある小学校では6年生を対象に、映像教材「いろいろな性ってなんだろう？」を視聴させ、その後、資料プリントを配付し、動画の内容について感想を出しあわせました。その後に、次の5点について理解してもらいました。1点目は、性の在り方についてです。性別は、心の性、体の性、好きになる性、表現する性の4つの物差しで考えることができます。2点目は、いろいろな性別の人がいることについてです。異性以外を好きになったり、心の性と体の性が異なったりする人が20人に1人いると言われていること。3点目は、LGBTという言葉についてです。4点目は、友達からカミングアウトされたときの対処についてです。学校の先生や専門の相談機関などにプライバシーを守って相談する、そのようなことをしております。5点目は、違いを大事にするための工夫についてです。普通や当たり前を押しつけあうのではなく、お互いの違いを大事にするためにどんな工夫ができるか考えることが大切であること。

このような取組を通じて、教職員も子供たちもLGBTに対する理解がますます深まっていることと認識しております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

妹川議員。

**○議員 8番 妹川 征男君**

今のような教職員や児童生徒に対するですね、教育を常日頃よりやっていただきたいと思えます。

今、オリパラの森前会長の女性差別的な発言は、国民や国際的にひんしゅくを買い、会長が辞任したにもかかわらず、ジェンダー平等、男女差別の改善、セクシュアルマイノリティーの人権保障運動が多く取り上げられており、時代は大きく変わっておりますので、そういうふうな学校教育で行うことによって、子供たちもですね、その内容が浸透していくのではなかろうかと思えます。やはりセクシュアルマイノリティーの子供たちは、その心身の健全なる成長及び人格の成長に重大な影響を与えるのみならず、いじめや性の悩みで自死する痛ましい事件が多発しておると、事件が起きているというふうに報告されています。ぜひ学校内で、またクラス内で、学校生活が楽しく過ごせるような人権教育を日常的に進めていただきたいと思えます。

では、(3)教育委員会定例会会議録の公開についてですが、これは他の課についても言えることです。せっかく会議録を作っているならば公開をしていただきたいと思えますが、教育委員会定例会会議録の公開については、私は資料請求をして会議録をいただきましたけども、これはや

はりホームページ、ウェブサイトにですね、出すべきことではないだろうかと思っています。いかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

教育委員会定例会の会議録の公開については令和元年6月定例会で私から提案し、令和元年9月定例会まで3回継続審議しました。その間、様々な地方教育委員会のホームページを確認するなど調査・研究を重ねた結果、会議録をそのまま掲載するよりは、まず会議結果を公表することから始めようということになりました。そして、「必要が生じた場合に改善すればよい。」との意見でまとめ、令和2年1月定例会の会議結果から町のホームページで公開しております。会議結果公開から1年経過する中、私としても、ホームページで公開する情報を増やしてもよいのではないのかなと考えているところです。

今後、教育委員会に諮り、各教育委員さんとの意見を聞き、議論を深めていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

ぜひ前向きにですね、そういう開示されるウェブサイトに掲載されることによって、やはり町民がですね、教育問題や、それから様々な課題について関心を持たれ、そしてそれが情報共有になるというふうに考えますので、よろしくお願いします。

では3番目、すさんだ芦屋海岸並びにレジャー港化について。

令和2年12月議会で町長に、レジャー港事業の舞台となる芦屋海岸への現状認識やレジャー港化について質問したところ、小中学校の校歌の歌詞にある「遠賀川」、「海」、「松」を紹介され、堆砂については「気候変動による風の向きによって飛砂が生じ、それと現在闘っている。」、また、「歴史と伝統を守りながら、海と共生できる振興策である一丁目一番地として芦屋港のレジャー港化を目指している。」と答弁されました。

町長は、既に何回か芦屋海岸を散策されていると思いますが、芦屋海岸を見渡すと松林前方の松や静砂垣はほとんど埋まっており、グミの木々も多くが埋まってしまって、しかも枯れつつある。12の階段つきボードウォークの3分の2以上が既に埋まり、静砂垣間の通路にも砂が堆積しています。その通路の堆積を防ぐために、ベニヤ板で防いでいる。みっともないですが、ベニヤ板で防ごうとしているけれど、そのベニヤ板も飲み込まれています。飛砂対策としての植樹活

動の効果は確かに一時的ではありましたが、飛砂が、植樹した一帯を覆いつくしつつあります。現在、松を植樹したにもかかわらず、背後の地域に砂が広範囲に飛んできていると聞きます。また、300メートル近くの防砂フェンスにたまった砂の山は今年の夏に取り除かれました。しかし今は、また砂で覆われる現状です。そこで町長にお伺いします。

芦屋海岸の荒廃した現状及び里浜づくりである松の植樹の現状をどう認識しておられるか伺います。

○議長 横尾 武志君

副町長。「町長じゃないのか」と呼ぶ者あり)

○副町長 中西 新吾君

私から先に答弁をさせていただきます。「ああ、ちょっと時間がないね。簡単に、じゃあ」と呼ぶ者あり) まず、芦屋海岸一帯の現状について川上議員が資料で言及しておりましたが、特に昨年から今年にかけて風が強い日が多かったせいでしょうが、非常に砂の堆積が多いことを現地を見て確認はしております。これは、昨今の異常気象の影響があるのかもしれませんが。

問題は、砂が堆積したらそのままよいのかということで、これは何度も県に対して「堆積した砂は県の責任の下、除去していただきたい。」と要望しております。現在、担当課では北九州県土整備事務所の担当と話し合いを重ねています。県も予算というものがあり、一気に全部の砂を除去することはできませんが、海浜公園の通路など影響のあるところは、すぐに対処いただいているところです。

次に、松の植樹の現状をどう認識しているかということでございますが、そもそもこれは芦屋町が福岡県に対して飛砂対策を要望して、里浜づくり事業が行われてきました。ここが重要なところで、飛砂対策として県事業が進められてきたものです。この里浜づくり事業で、飛砂対策の効果は出ています。幸町、白浜町、浜崎区など飛砂は軽減しておりますし、皆さん御存じのように、海浜公園内の遊歩道、駐車場、また港湾周辺の道路など、毎年砂が堆積していましたが、里浜づくり事業で減少しています。また、松も場所や植樹した年によって違いはありますが、飛砂軽減に効果を発揮していると認識しております。

ただ、先ほども申しましたように、現状を見ますと昨年から今年にかけて多くの砂が堆積している状況で、飛砂対策の機能が低下しています。里浜づくり事業においても、県ではPDCAサイクルで実施されているものと考えております。現在は「C」、つまりチェックの段階。里浜づくり事業の植樹は平成27年3月から行っており、現在、最初の植樹からちょうど6年になります。このため県ではしっかりチェックし、次のアクションを起こしていかれるものと考えております。このため、町からも課題の提供、そして現状を改善するための再整備の要望を強く行ってまいります。里浜づくり事業は、今後も息の長い取組が必要だと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

芦屋港活性化推進室長。（「町長に聞いています、私」と呼ぶ者あり）

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

先ほど副町長が申しました、県との話合いの状況につきまして説明をさせていただきます。

北九州県土整備事務所との協議では、特に堆砂がひどい前砂丘周辺や植樹区画の前面周辺を中心に、里浜エリア全体と試験施工区画エリア周辺の堆砂の除去や対策を講じるように要請しています。また、堆砂の対応につきましては技術検討会を開催し、専門家の意見を踏まえて行うよう協議を行ってきました。その上で、北九州県土整備事務所では里浜づくり技術検討会を開催し、専門家の意見を踏まえて県としての対応を検討した上で、予算確保に努める考え方を示されています。

ただし、技術検討会の開催時期につきましては3月を目標にしておりましたが、緊急事態宣言が発出されたため延期され、現在は5月に開催できるよう調整を進めていると回答を得ています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

今、副町長、それから室長からの御回答でしたけれど、それは何年前の話でしょうかね。今、県のほうには「要請している。強く要請している。」と言いながら、県の実際の姿はなく、例えばですね、九州大学農学部の教授は「植樹を成功させるためには、適切な維持管理と客観的な検証が必要である。」と言っているが、また、課長からの2年ほど前の回答では「県に強く要求している。」ということを言われていましたけれど、県の実際の姿はなく、無残な光景になりつつあるではありませんか。そして町長は「現在、闘っている。」というような物の言い方をされました。また、地球温暖化によって、これはですね、風向きが変わったという認識はですね、気象学上でも通用しません、そんなのは。今、県は、芦屋港建設により大規模な堆積が起り、広大な砂浜が形成され、それに伴い飛砂問題が生じたという、これが公式見解じゃありませんか。それをね、「気象変更により」とか「風向きが変わった」とか、そういうようなことを言われること自体、町長の認識を疑いたくなります。

それから、町長は「歴史と伝統を守りながら、海と共生できる振興策」と答弁されましたけど、海と共生するということとレジャー港化とを結びつけようとされていますが、あまりにも論理が飛躍しすぎると思います。自然と共生するとは、人間が自然をコントロールするということではなく、大自然を尊重し、畏敬の念を持って、自然に逆らうことをせず、その大自然を守り通すこ

とが人間と自然とが共生することにつながる。何も自然と闘う必要はないんです。今、全国津々浦々において、自然に手をつけずに自然のままの場所が観光資源になっているところが、たくさんあるではありませんか。今、荒れた海岸ではありますけど、昔の海岸に少しでも少しでも近づけることこそが、今を生きる私たち大人の責任。すばらしい歌詞にある、すばらしい海を破壊したのは誰かと言われないうちにもね、町の最高責任者である町長の役割は大きいし、責任は大きいではありませんか。

そこで、松の植樹事業は失敗であったと私は考えています。町の認識は、町長の認識はどうだろうか。県が言うように、「今の現状は想定内。」と前回の会合で県は言いましたが、町長も今の現状は想定内と認識されているのかどうか。つまり、これは想定内ではなくて想定外という認識があってこそ、県に対して強く異議を申し入れ、改善策を申し入れることができるのではないのでしょうか。その点、町長いかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

いつも妹川議員との話は平行線になってですね、考え方が全然違いますので。（「そうね。残念です」と呼ぶ者あり）この前もお話していましたが、じゃあこの飛砂の原因は何かということは何度もお話したんですが、やはりこのことは芦屋港湾ができてから、それから潮の流れが変わりました。潮の流れが変わって、港湾だけだったんですが、砂がたまるんで長い導流堤を造りました。しかし、それによってまた流れが変わって、今度は砂が堆積するようになりました。

それで、港湾ができる前の、妹川議員も何度か前の質問で言われましたが、「私は何年前に子供たちを連れてきて、芦屋に何年に来ました。」と、その頃は港湾がまだできてなかったと思うんですね。その前は、私はよく覚えてるんですが、今のあそこの港湾の裏の敷地の望海団地のすぐ下、えぐられてたんですね。侵食されてたんですね。今はあの港湾ができて、砂がどんどんたまっている。これが自然なんです。だから私はこれを除去するためにいろいろ、国それから議会の協力も得まして、そして陳情を重ねた結果、里浜づくりだとか導流堤だとかいろんな対策を講じていただいたわけでありまして。この間すごい年月かかってきておるわけでございます。

妹川議員が言われるのは、この前もたしか言われましたね。港湾をぶっ壊したらいいというようなことも言われました。飛砂とですね、松の問題は切り離しますと、昨日もたしか質疑で言われましたが、松はやめて広葉樹にしたらどうかというようなことも言われました。この前の質問のときはもう時間がぎりぎりしかなかったんで、ポイントポイントだけお話させていただいて、それだけ言えば賢明な妹川議員であるので、お分かりになるであろうというふうで最後を締めくくったわけでございます。このことを話せばまだまだ時間が足りませんが、妹川議員もあと残り

何秒しかありませんのでここでやめさせていただきますが、この次また、ぜひ頭から一般質問していただきたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

とにかく、30分間の時間でしかありませんから、いずれまた1時間ぐらいになればですね、そういうところの根本的に意見の見解の違いというものがありましようけれど。それで、こういうふうな芦屋海岸という中であって、レジャー港化の舞台となる芦屋海岸が、こういうすさんだ状況になっている中ですね、レジャー港化について「推して知るべし。」というふうな意見を述べる方がおります。つまり「失敗する。」と、「できっこないよ。」という意見を聞きます。つまり、レジャー港化の舞台となる芦屋海岸や里浜づくりの問題点や課題を先送りにしてね、レジャー港化を進めることは、さらなる環境破壊と財政難を来し、負の遺産になることが必定だという意味です。あの玄海レク・リゾート構想を考えてください。その反省が全くありませんね。それで、町長がそれでもレジャー港化は一丁目一番地と進めていくのであれば、第6次芦屋町総合振興計画の将来像、「人を育み、未来につなぐあしやまち」の実現に向けて、住民の皆さんの声に耳に傾けるとあるならば、レジャー港化について住民説明会や賛否を問う住民投票を実施すべきではないかというふうに町長に問いたいですが、時間がありませんので次回に回したいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

---

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時27分散会

---